

平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 23 年 6 月 21 日（火曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

税務課長 郷家 栄一

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

交通防災課長補佐 武田 孝

交通防災課主幹(消防防災担当) 松戸 幸二

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長(石橋源一)

おはようございます。

このたびの東日本大震災発災に当たりましては、当局初め議会の皆様方にも、それぞれのお立場から、復旧に向けて大変な今日まで努力をされてこられたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げさせていただきます。

これより平成 23 年第 2 回市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、さきの東日本大震災で亡くなりました多くの方々へ、追悼の意を表して、全員で黙祷をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷。

(黙祷)

○議長（石橋源一）

お直りください。

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において藤原益栄議員及び戸津川晴美議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 8 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 8 日間と決定をいたしました。

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付をさせていただいております文書のとおりであります。

よって、この際、朗読は省略をいたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○事務局長（伊藤敏明）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、議員在職 20 年以上で昌浦泰己議員、阿部五一議員、石橋源一議長が特別表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行います。

初めに、昌浦泰己議員、演壇へお進み願います。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

続きまして、阿部五一議員、演壇へお進み願います。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

続きまして、石橋源一議長に、表彰状を伝達いたします。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

なお、石橋議長におかれましては、全国市議会議長会の評議員としての御功績により、感謝状もいただいておりますので、御紹介申し上げます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（石橋源一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、まずもって、このたびの震災でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

また、日ごろから市政運営に対する議員各位の御協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、ただいまは、3 名の議員の皆様方には、20 年特別表彰を受けられましたこと、まことにおめでとうございます。今後とも活躍あらんことを御祈念申し上げたいと思います。

さて、本議会に御提案申し上げます案件は、報告 5 件、専決処分 11 件、人事 1 件、条例 2 件、補正予算 3 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

第 1 回定例会閉会日の翌日に震災が発生いたしましたので、今日までの行政の状況につきましては、東日本大震災の被害状況と対応等について、その概要を報告いたします。

初めに、地震の概要について申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日（金曜日）14 時 46 分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震につきましては、地震の規模を示すマグニチュードが 9.0 で、日本の観測史上最大、1900 年以降に世界で発生した地震の中でも 4 番目の規模となっており、本市では震度 5 強を観測しております。

この地震に伴い津波が発生し、市内におきましては約 2 メーターから 4 メーターの津波が押し寄せ、市域の約 33.7%、約 662 ヘクタールが浸水する被害を受けております。

また、地震発生当日の 3 月 11 日 21 時 57 分、JX 日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所において火災が発生し、LPG タンクに爆発のおそれがあったことから、翌 3 月 12 日 10 時 16 分に、半径 2 キロメートル以内の地域に対し、立入禁止の指示を発令し、避難誘導を行いました。その後、3 月 15 日 14 時 30 分に鎮火したことから、同日 15 時、立入禁止の指示を解除しております。

次に、被害状況について申し上げます。

まず、市内で亡くなられた方は、6 月 15 日現在で、男性 113 人、女性 74 人の計 187 人となっております。また、震災により亡くなられた多賀城市民の方は、男性 67 人、女性 54 人の計 121 人。行方不明の方は、男性 1 人、女性 2 人の計 3 人となっております。

次に、住家被害につきましては、6 月 15 日現在で、全壊が 1,566 世帯、大規模半壊が 1,564 世帯、半壊が 796 世帯、一部損害が 971 世帯となっております。

なお、津波被害のなかった地区につきましては、現在調査中であります。

火災件数及び救急搬送件数、ライフラインの復旧状況につきましては、資料のとおりでございます。

次に、4 月 1 日から開設しております被災者総合相談窓口につきましては、6 月 15 日現在で延べ 1 万 6,471 件の相談を受け付けております。

また、6 月 15 日現在におけるり災証明書申請件数は 1 万 2,080 件、り災届出証明書申請件数は 7,000 件となっております。

放射線量の測定につきましては、福島第一原発事故を受け、保護者等からの問い合わせがあることから、東北学院大学の御協力をいただき、山王小学校及び多賀城東小学校において、週 1 回、大気中の放射線量を測定しております。6 月 15 日の測定結果は、0.06 から 0.07 マイクロシーベルトで、市ホームページに掲載しております。

次に、市内の被害額の概要について申し上げます。

市有施設関係につきましては、資料にありますとおり、各施設等合わせまして 4 億 5,701 万 2,000 円の被害額となっております。水道関係につきましては 6,999 万 5,000 円、下水道関係につきましては 37 億 6,470 万円、道路・橋梁・公園関係につきましては 4 億 1,300

万円の被害額となっております。その他の主な被害額につきましては、資料のとおりでございます。

次に、避難状況について申し上げます。

市内の避難者数は、3月15日現在で1万人を超えておりましたが、6月15日現在、文化センター・史遊館、総合体育館、山王地区公民館の各避難所におきまして、265世帯、515人の方々が避難生活を送っております。

次に、震災復興に向けての取り組みについて申し上げます。

初めに、災害ボランティアセンターの状況につきましては、6月15日現在、ボランティアの稼働人数が延べ1万5,646人、稼働件数は延べ2,200件となっております。

災害義援金につきましては、亡くなられた方また行方不明となった方の世帯に対して50万円、全壊の世帯に対し50万円、大規模半壊及び半壊の世帯に対し25万円、震災孤児に対し50万円、災害障害見舞金対象者に10万円をそれぞれ支給することとしております。

5月18日から支給を開始し、6月16日現在での支給額は13億5,750万円、支給率は80%強となっております。本市に寄せられた義援金につきましては、6月15日現在で516件、1億7万円となっており、寄附金につきましては、6月15日現在で235件、1億1,054万円となっております。

また、日本赤十字社や中央共同募金会等に寄せられている義援金が、各都道府県へ追加配分されております。1次配分では、配分基準に自治体の裁量に余地がありませんでしたが、今後の配分で裁量の余地があれば、各種支援制度で救済されていない方への支援ができるよう、多賀城市義援金配分委員会に諮り、検討してまいります。

災害弔慰金の支払い状況につきましては、6月16日現在で77件、2億3,250万円となっております。

災害援護資金につきましては、6月15日現在で97件の申請を受け付け、25件、4,970万円の貸し付けを行っております。

被災者生活再建支援制度につきましては、6月15日現在で、申請件数が4,804件、進達件数が1,751件となっております。

次に、仮設住宅の状況につきましては、6月15日現在で、申し込み件数が367件、完成戸数が299戸となっており、抽せんの結果、287戸が入居しております。

また、勤労青少年ホーム跡地に24戸、多賀城中学校に50戸を建設中で、それぞれ7月7日及び7月20日に完成予定となっております。

なお、民間借り上げ住宅申し込み件数は1,115件、住宅の応急修理申し込み件数は1,516件となっております。

人的・物的支援につきましては、個人・団体等多数の方々から御支援をいただいております。6月15日現在で、他自治体等から延べ1万1,700人、物的支援につきましては、約1,200の団体と約600人の個人の方々から支援をいただいております。

今回の震災では、震災直後から、災害時における支援協力に関する協定締結の企業、団体及び友好都市、全国史跡整備市町村協議会やあやめサミット加盟自治体等から御支援や御協力、励ましの言葉をいただいております。心から感謝しております。

なお、御支援いただきました企業や団体等につきましては、東日本大震災災害情報の「つながろう！多賀城」や市ホームページに掲載し、御紹介させていただいております。

市税等納期限の変更につきましては、個人市県民税を初めとする各税目に係る納期限について、資料に掲載のとおり延長を行ったほか、期割についても変更をしております。

なお、東日本大震災による災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の制定についての案件をこのたびの議会で提案しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、震災復興の体制につきましては、今後のまちづくりの基本的な姿勢や取り組みの方向性を示すとともに、多賀城市震災復興計画を策定する上での基本的な考え方をまとめた「多賀城市震災復興基本方針」を4月19日に策定し、同日付で多賀城市震災復興推進本部を設置いたしました。6月1日には、震災復興推進局を設置し、専任職員を3名配置しております。

また、復興に向けたまちづくりの将来像、方針等に関して、幅広い意見等をいただくための有識者会議として、6月7日に多賀城市復興検討委員会を設置し、6月14日に第1回会議を開催しました。

6ページ以降の資料につきましては、公共施設の被害状況及び震災対応業務に係る他自治体等の協力状況について取りまとめたものでございます。

以上、東日本大震災の被害状況と対応等について、これまでの概要を御報告させていただきました。

なお、6月26日に多賀城中学校において、東日本大震災で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りし、みたまをお慰めするため慰霊祭を開催することとしておりますので、御参集願います。

いまだ余震が続いている状況ですが、今後、被災された皆様が一日も早く平常の生活に戻れるよう最大限の努力をするとともに、早期の災害復旧に努めてまいり所存でありますので、市民並びに議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、東日本大震災以外の件につきまして御報告申し上げます。

まず、板橋正晃水道事業管理者の退任に伴い、後任として5月1日付で佐藤敏夫氏を任命しております。

また、多賀城駅北開発株式会社につきましては、5月26日の株主総会において、平成22年度事業報告、会計決算、平成23年度の事業計画等が審議され、原案のとおり可決されました。地方自治法の規定に基づき、経営状況を説明する書類を作成し配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

多賀城市土地開発公社につきましても、平成22事業年度事業報告書及び平成23事業年度事業計画並びに予算書を配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、東日本大震災の被害状況等について申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

以上で行政の報告を終わります。

日程第 4 東日本大震災調査特別委員会の設置について

○議長（石橋源一）

日程第 4、東日本大震災調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、委員会条例第 6 条の規定により、22 人の委員をもって構成する東日本大震災調査特別委員会を設置し、東日本大震災復旧、復興対策に関する調査について、これに付託の上、調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、22 人の委員をもって構成する東日本大震災調査特別委員会を設置し、東日本大震災復旧、復興対策に関する調査について、これに付託の上、調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました東日本大震災調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 22 名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員 22 人の諸君を東日本大震災調査特別委員会委員に選任することに決しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

動議を提出したいと思います。

中村善吉議員に対する議員辞職勧告決議案を提出したいと思いますので、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。ついては、ここで暫時休憩をお願いいたします。

（「賛成」と叫ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

賛成とする議員がおられますので、ただいまの藤原議員の動議については成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 40 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

追加日程 決議案第 1 号 中村善吉議員に対する議員辞職勧告決議案

○議長（石橋源一）

お手元に配付のとおり、先ほど決議案第 1 号 中村善吉議員に対する議員辞職勧告決議案の提出がありました。

お諮りいたします。この決議案第 1 号を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、決議案第 1 号を日程に追加し、議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、中村善吉議員の退場を求めます。

（12 番 中村善吉議員退場）

○議長（石橋源一）

それでは、提出者の説明を求めます。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

お手元の決議案を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

中村善吉議員に対する議員辞職勧告決議

多賀城市議会は、中村善吉議員の辞職を勧告する。

理 由

地方議会は、住民の代表機関であり、地域の民主主義を充実させる重要な役割を担っている。市民の厳粛な信託に基づき構成された多賀城市議会の権能と責務は重大であり、議員もまた、市民全体の代表者としての高い倫理観と深い見識を持ち、公正で民主的な市政の発展に寄与すべき活動をすることが求められている。

しかるに、中村善吉議員は、根拠のないうわさ話や著しく偏った解釈により、これまでも 2 度にわたり、新聞やホームページ上で多賀城市議会の品位を失墜させたばかりか、同僚議員を誹謗中傷し、その都度、全議員に対しおわび状を提出し謝罪してきた。

このようなたび重なる前代未聞の失態を踏まえ、中村善吉議員は、みずからの発言と行動に十分意を配する必要があったにもかかわらず、今般は複数の市民に対し、子宮頸がんワクチンの接種について、ワクチンの成分がペットの避妊に使われているので、不妊につながるのではないかと懸念があるなどと、医学的根拠も示さずに持論を吹聴する行為に及んだ。このような行為は、市民を不安に陥れるばかりか、多賀城市議会全体への不信感を生み、まさに多賀城市議会の名誉と権威を著しく傷つける、議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

しかも、今日に至るまで、みずからの行為に対する真摯な反省の念がないばかりか、いささかも恥じるどころがないという態度をとり続けることは、断じて看過しがたい。

よって、多賀城市議会は、中村善吉議員がみずから招いたその責めを負い、市民の前に陳謝し、議員の職を辞し、政治的、道義的責任を明らかにすることを勧告する。

以上、右、決議する。

○議長（石橋源一）

以上で提出者の説明を終わります。

ただいまの提出者説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石橋源一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

中村善吉議員の入場を許します。

（12番 中村善吉議員入場）

日程第 5 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 10 号））

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、歳入予算については財政調整基金繰入金の増額補正を、歳出予算については災害援助及び災害復旧に係る経費等の追加補正を行うため、また、震災により年度内での完了が見込めなくなった各種事業において繰越明許費を設定するとともに、災害救助及び災害復旧に係る債務負担行為の変更を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 10 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 10 号）の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の概要と特徴について御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ 4 億 4,996 万 8,000 円を追加し、総額 204 億 7,667 万 9,000 円とするもので、東日本大震災発災直後から 3 月末日までの財政需要に対応するため、平成 23 年 3 月 23 日付で専決処分させていただいたものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成 23 年 3 月 11 日付で、宮城県知事から災害救助法に基づく災害救助に関する事務の委任を受けておりましたので、避難所の設置に要する経費、炊き出しその他による食品の給与に要する経費は無論のこと、その他の災害救助に関する事務の処理に必要な経費を計上するとともに、一刻も早く日常を取り戻すべく、災害廃棄物等の撤去を初めとする災害復旧に必要な経費を計上したところでございます。

一方、本補正予算を成立させるに当たりまして、年度末ということもあり、当該年度において必要となる災害に対応するための経費について、国庫支出金、県支出金、地方債等による財源手当てが行われ得るか否かが明らかではなかったため、ほぼ全額を財政調整基金を取り崩して対応することとしたものでございます。

それでは、本補正予算の詳細について関係部長等から御説明申し上げますので、資料 1 の 47 ページをお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、歳出から説明を申し上げます。

2款2項2目賦課徴収費で150万円の増額でございますが、これは、説明欄1固定資産税・軽自動車税賦課に要する経費の13節委託料におきまして、災害現況調査支援システム構築業務委託料の増額でございます。

この災害現況調査支援システムは、3月11日に発生した地震と津波による被害が大規模かつ広範囲であったことから、住宅等の被害調査結果を迅速に処理し、早期に罹災証明書を発行するために構築したものでございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、49ページをお願いいたします。

3款4項1目災害救助費で1億2,961万2,000円の増額補正を行うものでございます。

説明欄1の災害救助に要する経費477万5,000円は、災害対応に係る公用車両の燃料の増加分として需用費30万円、同じく電話代の増加を見込み、通信運搬費で30万円、13節委託料は、電話交換業務の超過勤務分及び駐車場の警備業務を合わせまして50万円、救援物資の各避難所等への輸送業務委託料として367万5,000円でございます。

○総務課長（竹谷敏和）

説明欄2の災害救助人件費は、7,396万7,000円の増額でございます。これは、このたびの震災による避難所運営業務に従事した職員の3月分の時間外勤務手当でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、3の避難所の設置に要する経費でございますが、1,157万円でございます。

11節需用費442万円は、各避難所で使用する消耗品、暖房用燃料、光熱水費を計上したものでございます。12節40万円は電話代、13節委託料は、これは特別な配慮を必要とせず高齢者を、通常の避難所ではなく、介護サービス事業所3カ所の協力を得まして、福祉避難所として受け入れていただいた委託料として139万円のほか、し尿くみ取り業務250万円、ごみ回収業務委託で200万円、14節使用料及び賃借料は、仮設トイレの借上料、27台分として81万円を計上いたしましたものでございます。

○総務課長（竹谷敏和）

次の説明欄4の炊き出しその他による食品の給与に要する経費は、3,580万円の増額補正でございます。これは、このたびの震災のため、各避難所で配食した3月分のおにぎりやパンなどの食糧購入費とその輸送費用が主なものでございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

5の被服寝具その他生活必需品の給与に要する経費につきましては、災害時支援協力協定に基づきまして、各スーパー等から各種応急物資の調達のための費用として、扶助費350万円を計上したものでございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

次の 51 ページをお願いいたします。

4 款 2 項 2 目塵芥処理費で 200 万円の増額でございますが、説明欄 1 塵芥収集に要する経費の 13 節委託料、塵芥収集運搬業務委託料の増額でございます。

家庭ごみ収集を委託しております協業組合多賀城清掃センターの管理するすべての車両が津波被災を受けたことから、社団法人多賀城市シルバー人材センター及び一般廃棄物許可業者 4 社に家庭ごみの収集を委託する費用を計上したものでございます。

次の 53、54 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 4 目農地費で 807 万 5,000 円の増額でございます。

説明欄 1 の農業用排水路整備費の 15 節工事請負費、農業用排水路整備工事で 164 万円の増額でございます。これは、加瀬用排水路 3 号改修工事で、地震によるフリュームのずれを修復するものでございます。

2 の農業用排水路改修費の 15 節工事請負費庚田排水路改修工事で 643 万 5,000 円でございます。これは、津波によるコルゲートの持ち上がりを修復するものでございます。

○建設部長（佐藤昇市）

55 ページをお願いします。

8 款 4 項 5 目下水道事業特別会計繰出金で 1,560 万円の増額補正でございます。これは、下水道施設の災害復旧に要する経費に係る繰出金で、詳しくは議案第 31 号 平成 22 年度下水道特別会計補正予算（第 5 号）で御説明申し上げます。

○総務課長（竹谷敏和）

次のページをお願いします。

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で、1 億 329 万 2,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の災害復旧に要する経費は 1,886 万円の増額で、1 節報酬 876 万円につきましては、このたびの震災対応のための消防団員並びに交通指導隊員の 3 月分の出動報酬であり、11 節需用費の 1,010 万円は公用車の燃料代がその主なものでございます。

次の 2 災害復旧人件費は 6,343 万 2,000 円の増額でございます。これは、このたびの震災より災害復旧業務に従事した職員の 3 月分の時間外勤務手当が主なものでございます。

次の 3 災害情報誌発行に要する経費は 40 万円の増額でございます。これは、災害情報誌「つなごろう！多賀城」の印刷経費でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

説明欄 4 多賀城仙台線直行便運行事業に要する経費で 100 万円を計上するものでございます。これは、JR 在来線が運休したことによりまして、市民の通勤・通学に支障を来していたことから、3 月 23 日から仙台駅と多賀城駅の直行便の臨時バスの運行経費でございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

説明欄 5 の仮設トイレに要する経費で 185 万円を計上するものでございます。11 節需用費 10 万円は、仮設トイレの用品代、12 節役務費 25 万円は、仮設トイレの送料及び被災した

し尿くみ取り車の代替車両の保険料でございます。13 節委託料 150 万円は、仮設トイレくみ取り料でございます。

6 の災害廃棄物回収に要する経費で 1,775 万円を計上するものでございます。11 節需用費 15 万円は土のう袋代、13 節委託料 1,760 万円は、津波による漂着物や瓦れき等の災害廃棄物を回収し、仮置き場までの搬送を一般廃棄物許可業者 4 社及び宮城県産業廃棄物協会に委託したものでございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次のページをお願いいたします。

11 款 2 項 1 目民生施設災害復旧費 1,000 円の補正でございますが、公共施設の復旧に係る科目設定でございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目農林水産業施設災害復旧費で 250 万円を計上するものでございます。11 節需用費 150 万円は、震災で油圧が上がらず、堰立てができなくなった新田堰の油圧ユニットの修繕料でございます。13 節委託料 100 万円は、津波により用水路にたまった瓦れきの撤去業務でございます。

○建設部長（佐藤昇市）

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 1 億 4,250 万円の増額補正でございます。

説明欄 1 の道路等災害復旧費で、その主なものは委託料の 245 万円で、陥没した路面や側溝の補修、被災車両の収集運搬、一時保管に要する経費でございます。

説明欄 2 の災害廃棄物撤去事業で、委託料の 1 億 2,000 万円でございます。これは、道路や公園、水路などの公共物に漂着した瓦れきの撤去に要する経費でございます。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目公立学校施設災害復旧費は、科目設定でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次のページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目予備費につきましては、4,488 万 7,000 円を増額し、補正後の額を 1 億円とするものでございます。これは、本補正予算に計上した経費以外の財政需要について、その時点での把握が困難であったことから、不測の事態に備えるために補正を行ったものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続いて、40 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございますが、資料記載のとおり繰越明許費を設定するものでございます。

詳細につきましては、関係部長等から御説明申し上げます。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

2款4項選挙費で、県議会議員選挙に要する経費でございます。これは、このたびの震災により選挙期日が延期になったことから、平成22年度予算の未執行分390万9,000円を繰り越したものでございます。

なお、選挙期日につきましては、現在のところ未定となっております。

○市民経済部長（永澤雄一）

6款1項農業費でございます。東日本大震災により工事を一時中止し、繰り越すものでございます。

一つ目が、農業用施設維持管理に要する経費で、299万6,000円を繰り越すものでございます。これは、農業用排水路清掃業務及び農業用排水路汚泥しゅんせつ業務でございます。事業の完了は、平成23年6月末を予定しております。

次に、農業用排水路整備費で、1,383万2,000円を繰り越すものでございます。これは、加瀬用排水路3号改修工事でございます。仮設道路の借用期間を延長する必要があるため、事業の完了は平成23年11月末を予定しております。

次に、農業用排水路改修費で9,818万9,000円を繰り越すものでございます。これは、庚田排水路改修工事でございます。仮設道路の借用期間を延長する必要があるため、事業の完了は平成23年11月末を予定しております。

11款3項農林水産業施設災害復旧費でございます。農業用施設災害復旧費で250万円を繰り越すものでございます。これは、津波により排水路にたまった瓦れきの撤去及び震災で油圧が上がらず、堰立てができなくなった新田堰の油圧ユニットの修繕業務でございます。仮復旧のため、用水時期が終了してから再度点検修理を行うため、事業の完了は平成23年11月末を予定しております。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

続きまして、41ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。恐れ入りますが、資料3を御用意いただきたいと思っております。資料3の7ページでございますが、議案第29号関係資料平成22年度債務負担行為補正内訳表でございます。平成22年度に引き続いて、平成23年4月1日以降においても対応する必要がある災害対応業務につきまして、資料記載のとおり債務負担行為を設定するものでございます。

○総務課長（竹谷敏和）

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、45ページをお開き願います。

17款1項8目震災復興寄附金、補正額1,000円は科目設定でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

18款1項1目財政調整基金繰入金で4億4,996万7,000円の増額補正をするものでございます。これは、さきに御説明申し上げました歳出予算に対しまして、利用できる国庫支出金、県支出金等の特定財源を把握することが困難でありましたので、その全額について財政調整基金を取り崩して対応することとしたものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の残高見込額につきましては、平成23年度当初予算に計上した財政調整基金繰入金及び利子積立金を考慮に入れますと、2億9,624万3,000円となるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

まず、初めての議会ということでございまして、このたびの大震災によりまして亡くなられました皆様方に、心より御冥福をお祈りしたいと思います。また、甚大な被害をこうむられました市民の皆様にも、心よりお見舞いを申し上げます。また、地震発生当初から、市長初め職員の皆様が不眠不休の業務遂行に当たっていただきまして、厚く感謝を申し上げて質問したいと思います。

まず、50ページなんですが、避難所の関係で予算が計上されております。予算の中身で、いろいろ避難所に対することが載っておりますけれども、避難所の運営というのも非常に大変だったろうと、このように思います。一方で、避難所に避難した方は、それなりの食事の提供もあったということで、電気、ガス、水道のないところで、在宅避難をしている方に食糧が届かなかった、こういうようなお話が今でも多くの市民の皆様からいただいております。この在宅避難者に対する対応という点では、大きな反省点の一つではないかと、このように思いますが、当局では、在宅の避難者に対する対応という点ではどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。

在宅被災者の方々につきましては、災害救助法の規定によりまして、全半壊、流失、それから床上浸水で炊事ができない方につきましては法律の対象となっているところでございます。3月14日から4月30日までの間、各避難所や集会所、それから民生委員を通じて延べ5万2,637名の方々、1日当たり約1,100名の在宅避難者の方々に食糧を配布させていただいております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

そのような答弁をお聞きしますと、市民の皆さんに十分に行き渡ったような感じはするんですけども、意外とそうではないんですね。それは、今おっしゃったのは、全壊、流失ですよ。要するに、津波の上がった地域は大変でした。しかし、一方で、西部地区とか地震被害も非常にひどい、こういう方もいらっしゃるんです。そういう中でも、在宅で避難所に行かないで避難されている方がいっぱいいたということをお聞きですね。そういった方々に対してはいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長ですか。（「はい」の声あり）

○総務課長（竹谷敏和）

当時、避難所を拠点といたしまして、市民の方々に食糧の方を提供させていただいておりました。発災当時1万2,000名の方々が避難所に避難されまして、それぞれいろいろな事情でもって御自宅の方に帰られた、あるいは別に避難先を求められた方がいらっしゃいます。そういった方々を主に在宅被災者としていたしまして、食糧の方の提供をさせていただいておるといってごさいます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

最初1万人以上いたのはわかります。当初、そういう状況の中で期間が過ぎて、2週間、3週間、4週間過ぎて支援物資も多く入ってきましたね。そのときに、それでも在宅で避難をしている方、そういう方に対応というのは、私は今後の防災計画でも非常に大事な視点なんです。多くの恐らく当局の皆さんにも、または議員の皆さんにも、その点についてはいろいろなお話、要望、苦情が来ております。そういう意味で、行き届かなかったという点を反省して、今後はしっかりとその点の対応も災害のときにはやっていくということで、しっかりと取り組みをお願いしたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは、災害の中で、確かにただいまのように御指摘を受けますと、行き届かなかったところがあるのは現実であろうと思います。これからのことについては、そういったことの経験を踏まえまして、自立であったり公助であったり、そういったことのバランスを十分踏まえるように、新たなその計画をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

続いて、52ページ。じんかい収集に要する経費ということで、これは業者に応援をさせていただいたというか、その背景には、市で委託をしている清掃センターが機能しなくなった。事務所も、あるいは自分の清掃センターで持っている車が全部流された。こういう状況が背景にあると、こう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

実は、私も公明党で、6月17日の日に市長に緊急要望をいたしました。6項目にわたって要望いたしましたけれども、その中の一つに、「市の計画と密接に関連する福祉施設や市の委託業者への支援を実施すること」ということで、市長に要望しております。今そういった方々というのは、再建をしようと思って一生懸命頑張って、安い車をリースしたりしながら、今は収集業務を行っております。しかし、相当な被害額が出ております。こういった方々というのは、市の委託料で運営をしているものですから、こういう災害のときには、その出費に、あるいは損害に充てるそのお金は常に用意していないという状況は、部長もよく御存じだと思うのですが、こういったところに対するしっかりとした支援をしていただいて、そして、市の委託業者として満遍なく仕事をしていただくということが、私は再建という意味では大事だと、このように思いますけれども、その対応、対策について何かお考えでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まだメニューとしてしか示されておりませんが、国では、この協業組合に対する災害の補助、これについてメニューの項目としては現在出ております。ただ、いかなる方法で申し込みをするのかまだ示されておきませんので、市としてはそれを見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

4分の3の補助があるということですね。協業組合のところにはね。それはそれで活用するかどうか、それはわかりませんが、しっかりと相談をしていただいて、また、一方では、市がお願いしている業者だということ念頭に置かなければ、それはそれとして、市でどういう支援をするのかということも私は大事だと、このように思うのです。そういう意味では、しっかりとその辺も、市長としっかりと相談をしながら対応していただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

森長一郎議員。

○7番（森 長一郎議員）

1点のみ伺いたいと思います。

専決をずっとし、今改めて補正に取り組んでまいりますと、たしかそうだったなと思って今拝見させていただいておりました。それで、燃料費の件でございます。この燃料費なんですけど、当初スタンドには列をなしてという以前の問題でありまして、広報が全然伝わらないという市民からの声が多ございました。給水所はどこなのか、それから何時から何時までなのか。ごみ収集に関しても、どういう形になっているのかというふうなことが非常に伝わっていない。当局に伺いますと、燃料がないと、広報するのに車が回せないというふうな状態でごございました。今、専決でこのような形で上がってまいりました。当時の状況を改めて伺いたい。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

広報につきましては、これは一般質問でもいろいろちょうだいをいたしておりますけれども、いろいろ機械的なトラブルがあったり道路の状況があったり、十分行き届かなかったのは、これも一つの現実であろうと思います。

その中で、我々としてその広報の仕方は、あの当時は、一般のテレビでもテロップで大分流れておりましたけれども、テレビ局を使った広報に努めたり、あと、それから通常は一月に1回広報誌をお配りしておりますけれども、「つなごろう！多賀城」という形で臨時でお配りをする形で広報したということでございますけれども、中には不十分だったというおしかりは多分にちょうだいをいたしておりますけれども、そういった中で我々として考えたのは、恐らく多くの市民の方々が水を多分くみにおいでになるだろうということで、給水車のところに比較的そういったものを備えたり工夫はしてきたわけでございますけれども、いささかちょっと足りなかったというところはあるかもしれません。そのように反省をいたしております。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

確かにそうだと思います。だれしもが予測し得なかった事態だったということは非常に理解できます。燃料がないので広報車が回せないというふうな理由が挙がってきて、市民の方々にもそのような形で、「えっ」というふうな声も出てまいりました。その現状を伺いたく、今質問させていただきました。ここで、専決で燃料代として上がっております。どのような形で対応されたのか伺いたい。改めて、すみません。

○議長（石橋源一）

交通防災課長補佐。

○交通防災課長補佐（武田 孝）

燃料につきましては、ガソリンが行き渡らなくてということで、3月の初めから、ごみ収集とかし尿関係の会社関係、それから災害防止協議会、こういったところの業者に優先的にガソリン券を給付して燃料の補給をしてございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

本当に当初は混乱の中で、さまざまな方法で、要は燃料がないというふうなことで、ごみ集積所のところへ、このような形で収集をしてみたいというふうな手段を用いた。これも一つの方法。要は、ガソリンがないので、広報してぐるぐる回れないと。1回回って張って歩くんだというふうなことで、内容に関しては、いかにもいっぱいいろいろな内容が書いてあって見にくいところもあったのですが、迅速な対応をしたと。

聞くとところによると、自衛隊の方々、燃料を急遽補給していただいと、準備していただいたというふうなことで、それをを用いて徐々に徐々に広報活動も、給水作業にも、それからじんかいの収集にもガソリンを使えた。日を追うごとに、民間の方々にもガソリンが回ってというふうな流れでした。

また、この燃料に関しては、今回のといたしますか、二度とあってほしくはないのですが、対応することとして、きちんと確保していただきたいなというふうに思うのですが、その辺、対応はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

今回の震災の経験を踏まえまして、燃料の確保というのは非常に重要だなということをつくづく認識をいたしました。ただ、多賀城市の立地の特殊性が一つあると思うのです。今回の震災でも、自衛隊の多賀城駐屯地から自衛隊の燃料を緊急に補給をしていただきました。その後には、今度はJXの仙台製油所から燃料をいただくということがありまして、それは十分ではありませんけれども、必要最少限度の燃料の確保は何とかできたというふうに思っております。

そういった中で、自前で備蓄をするかどうかということになりますと、災害発生の確率もございまして、それから備蓄をする設備であったりさまざまな問題が伴うものですから、今回の経験を踏まえれば、何とかつなげるのではないかとというふうに思っております。そういうことで、今のところは備蓄まではちょっと考えておらないということでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

50ページです。50ページの扶助費、災害救助人件費のところなんですけど、ここだけでなく、後からの方にも出てくるんですけども、皆さん本当に全国の自治体から応援をいただきながら、職員の皆さん頑張っていただきました。発災当初は、本当に見る影もないというようなお顔で、だんだん健康を取り戻してきていらっしゃるというような、私、外から見て、そういう思いですと接していたわけですけども、残業代が、このぐらいの予

算が3月分だけで計上されたということで、決裁されたということで、4月、5月とどの程度の変更があるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

3月と比べて4月、5月の推移ということの御質問でございますけれども、3月分の職員の残業手当、いわゆる時間外手当でございますけれども、今回の専決処分の補正予算に計上させていただいておりますのが、3款4項1目及び11款1項1目の2科目でございます。合計いたしますと1億200万円という予算額に……、失礼しました、実績といたしまして、3月分が1億200万円の支給になってございます。

4月、5月ということでございますけれども、4月分の震災対応に伴います時間外勤務手当の支出額が4,700万円、3月の実績に対しまして46%ということになってございます。それから、5月分でございますけれども、5月分は、本日給与支給日でございますので本日の支給になります。2,960万円ということで、3月分と比べまして29%というような推移でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

金額もさることながら、残業時間の減少で、仕事も落ちついていながら、皆さん方の生活も普通に戻っていらっしゃるんだなというふうに、数字をお聞きしながら思いました。

何回か、1週間に1回ずつ議会のようなものやっていたときに、皆さん方の健康はどうなっているんだろうというような質問もさせていただきましたけれども、そういう中では、健康を害したり、あるいは大変な事態に陥ったりしたというような方たちが、もしあれば御報告ください。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

3月11日以降の、震災以降の職員の病気休暇の取得状況ということでお答え申し上げたいと思います。

6月20日現在になります。病気休暇の取得者9名おります。そのうち、初診日が3月11日以降の発災日以降ということになりますと、7名という状況でございます。以上です。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

この人たちも速やかに健康を取り戻して、また通常の業務に戻って、しっかり市民のために頑張っていただくということをお願いいたしまして、この項での質問は終わります。

次です。64ページなんですけど、道路災害復旧費なんですけれども、道路を走ってまして、私はバイクですから、乗用車に乗っている方はもう気づいてはいらっしゃるかと思うのですが、私なんか走っていると、本当に小さいところに穴がぼつぼついっぱいあいてまして、大きな穴はもちろん凹凸がいっぱいありまして、大変夜とか暗くなってしまうと危ない思いを、思いがけないところで弾んだりいろいろなことがありますので、自転車で歩いている人も随分いますけれども、そういう方たちも「ここ危ないよ」と言って、声をかけているというようなところに遭遇するんですが、そういう部分での定期的な点検というか、ぜひ、していらっしゃると思うんですけども、もっと緻密にしていきたいなという思いはありますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今回の震災で、確かに市内各所で道路の陥没というのが発生しております。その都度、点検・パトロールしながら手当しているわけですが、日々新しいところ、あるいは補修したところ、また陥没してしまうということがありますので、パトロールを強化しながら、できるだけ速やかに復旧していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

確認だけしておきますが、今回の震災で、特に予算の関係で時間外手当を半分しか払わないとか、いろいろなことが新聞報道等でありました。本市におきましても、日夜、職員の皆さん方一生懸命頑張ったと思いますけれども、この中で、時間外のカットということはなかったと私は推測しているんですけども、なかったというぐあいに記憶しておいてよろしいのか、その辺の状況についてお知らせください。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは、発災から、職員はもうまさに使命感で職務に当たってきましたけれども、その中で、今御質問にありましたような時間外手当のカットその他は一切いたしておりません。御報告いたします。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

そうすると、各職員の時間外の時間に対しては、その手当を十二分にしているというぐあいに理解しておいてよろしいですね。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長(鈴木明広)

おっしゃるとおりでございます。

○議長(石橋源一)

吉田議員。

○13番(吉田瑞生議員)

62ページ、新田堰の災害復旧に関してであります。早急に対策に取り組まれたようで、仮復旧が図られているわけですが、現状の認識についてのみ伺います。ほぼ例年どおりの通水に持っていくことができ、農作業にそれほど支障がなく取り組むことができ、その後の生育等においても、通水等の管理地を含めて例年どおりの作業が実施され、今日に及んでいるという現状にあるのかどうか、改めて状況をお尋ねいたします。

○議長(石橋源一)

市民経済部長。

○市民経済部長(永澤雄一)

新田堰も含めまして、宝堰、加瀬、すべての用水路で例年は4月20日ごろに通水しておりますが、こととしては5月1日に全部の水系で通水しております。作柄等については、ほぼ守られているのではないかと判断しております。

○議長(石橋源一)

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(石橋源一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 11 号））

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、歳入予算については災害救助費負担金及び震災復興寄附金等の増額補正を、歳出予算については震災復興寄附金の積み立てに係る増額補正を行うため、また、震災により年度内での完了が見込めなくなった各種事業において繰越明許費を設定するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 11 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 11 号）の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の概要と特徴について御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1,569 万 9,000 円を追加し、総額 204 億 9,237 万 8,000 円とするもので、平成 22 年度予算における最終の補正予算として、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分させていただいたものでございます。

主な内容といたしましては、確定いたしました歳入歳出額の調整等を行い、さらには、同年度において本市が繰替支弁いたしました災害救助費に対する県の災害救助費負担金が支払われることが判明したことを受け、同負担金を追加計上することとしたものでございます。これによりまして、さきに御承認いただきました平成 22 年度一般会計補正予算（第 10 号）において、取り崩すこととしておりました財政調整基金の取り崩し額をある程度積み戻しし、平成 23 年度当初から必要となります災害対応に要する経費に対する一般財源の確保を行ったところでございます。

それでは、本補正予算の詳細について各担当部長等から御説明申し上げますので、87 ページをお願いいたします。

歳出でございます。2 款 1 項 12 目財政調整基金の説明欄 1 財政調整基金積立金で、1,549 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。これは、平成 22 年度に多くの方々から

お寄せいただきました震災復興寄附金につきまして、同年度内において充当することが適当と認められる事業がなかったことから、これを一時的に財政調整基金に積み立てまして、平成 23 年度以降の復旧、復興に関する事業に使用することとしたものでございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次のページをお願いいたします。

3 款 4 項 1 目災害救助費につきましては、説明欄 1 から 5 に関する事業の財源の内訳、財源の組み替えでございます。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次のページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の説明欄記載の 2 事業、次のページをお願いいたします。3 項 1 目学校管理費、説明欄記載の 3 事業、この計 5 事業につきましては、本年第 1 回定例会で繰越明許の承認を受けたところでございますが、第 1 回定例会後に総額 2,036 万 4,000 円の増額交付決定の通知を受けたことから、後ほど歳入でも御説明いたしますが、交付金が増額になったことに伴い、それぞれの事業における事務費が増額となりましたことから、専決処分をしたものでございます。

91 ページにお戻り願います。

10 款 2 項 1 目小学校費で 9 万 7,000 円の増額補正の内訳は、説明欄 1 山王小学校屋内運動場大規模改造事業で 3 万 6,000 円、2 小学校安全管理対策事業で 6 万 1,000 円。

次の 93 ページをお願いいたします。

3 項 1 目中学校費で 10 万 5,000 円の増額補正の内訳は、1 第二中学校屋内運動場大規模改造事業 5 万 4,000 円、2 東豊中学校バリアフリー対策事業 8,000 円、3 中学校安全管理対策事業で 4 万 3,000 円、いずれも 11 節需用費でございます。

なお、各事業の内容に変更はございません。

以上で歳出の説明を終わります。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

続きまして、74 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費でございますが、記載のとおり繰越明許費を設定するものでございます。詳細につきましては、関係部長等から御説明申し上げます。

○建設部長（佐藤昇市）

8 款 2 項道路橋りょう費で、都市計画道路南宮北福室線道路改築事業の地域活力基盤整備分 337 万 4,000 円、単独分で 23 万 3,000 円を繰り越すものでございます。これは、震災により測量委託業務におくれが生じたことと、土地の登記ができず、用地費の残金が支払えなくなったためでございます。

なお、事業の完了予定は、それぞれ 6 月 30 日、それから平成 24 年 3 月 31 日を予定しております。

○総務課長（竹谷敏和）

次に、9款1項消防費でございますが、まず、消防水利維持費で金額は58万3,000円でございます。これは、市道留ヶ谷線道路改良工事による水道の配水管移設工事に伴う消火栓の移設工事を市上水道部に委託して行うものであります。留ヶ谷線改良工事の工期延長に伴い、22年度内事業完了が見込めなくなったことから繰り越したものでございます。なお、事業完了は9月末を予定しております。

次に、災害対策に要する経費で、金額は102万7,000円でございます。これは、多賀城市消防団各分団のポンプ置き場に災害時の情報収集を図るため、テレビを購入するものであります。契約相手方がこのたびの震災により被災したため、22年度内事業完了が見込めなくなったことから繰り越したものでございます。なお、事業完了は9月末を予定しております。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

10款2項小学校費の2事業及び3項中学校費のうち、第二中学校屋内運動場大規模改造事業と中学校安全管理対策事業の4事業は、補正予算の全額を繰り越しさせていただくものです。

また、3項中、中学校費の東豊中学校安全管理対策事業と東豊中学校バリアフリー対策事業につきましては、東豊中学校バリアフリー対策事業に8,000円の補正予算が追加になったことに加え、それぞれの工事を一体化して行うことが効率的であること、また、今回の災害の影響により繰り越ししたものでございます。

山王小学校屋内運動場大規模改造事業で3万6,000円を繰り越すもので、完成予定は平成24年3月末を、小学校安全管理対策事業で6万1,000円を繰り越すもので、完成予定は平成24年2月末を、第二中学校屋内運動場大規模改造事業で5万4,000円を繰り越すもので、完成予定は平成24年2月末を、東豊中学校安全管理対策事業で1,653万9,000円及び東豊中学校バリアフリー対策事業で957万円を繰り越すもので、完成予定は平成23年6月末を、中学校安全管理対策事業で5万4,000円を繰り越すもので、完成予定は平成24年2月末をそれぞれ予定しております。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長(菅野昌彦)

続いて、歳入の説明をさせていただきます。79ページをお願いいたします。

2款1項1目地方揮発油譲与税から、次のページ、10款1項1目地方交付税までにつきましては、譲与額または交付額の確定に伴い、それぞれ記載のとおり増額または減額補正をするものでございます。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

14款1項2目教育費国庫負担金で2,036万4,000円の増額でございますが、これは、歳出で御説明いたしました小中学校5事業に係る安全・安心な学校づくり交付金が、3月18日付で総額2,036万4,000円の増額交付の決定通知を受けたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

1節小学校費負担金の説明欄(1)山王小学校屋内運動場大規模改造事業交付金で365万5,000円及び(2)小学校安全管理対策事業交付金で607万7,000円、次の2節中学校費負担金(1)東豊中学校バリアフリー対策事業交付金で75万8,000円、次のページをお開き願

います。(2)中学校安全管理対策事業交付金で 444 万 4,000 円、(3)第二中学校屋内運動場大規模改造事業交付金で 543 万円でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

15 款 1 項 1 目 6 節災害救助費負担金 5,975 万 4,000 円は、災害救助法に基づく県の負担金でございます。

○総務課長（竹谷敏和）

17 款 1 項 8 目震災復興寄附金で 1,549 万 6,000 円を増額補正するものでございます。これは、東日本大震災に伴う震災復興寄附金として、3 月中にいただいた 31 件の総額でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次に、85、86 ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1 億 1,906 万 5,000 円の減額補正をするものでございますが、これは、冒頭でも御説明申し上げましたとおり、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の残高見込額につきましては、平成 23 年度当初予算に計上した財政調整基金繰入金及び利子積立金を考慮に入れますと、4 億 3,080 万 5,000 円となるものでございます。

続いて、8 目地域活性化・公共投資臨時基金繰入金で 1,400 万円の減額補正をするものでございますが、これは、小学校安全管理対策事業及び中学校安全管理対策事業に対する国庫負担金が増額されたことに伴いまして、同基金からの繰入額を減額するものでございます。

これによりまして、本補正予算の成立後における地域活性化・公共投資臨時基金の残高見込額につきましては、平成 23 年度当初予算に計上しました地域活性化・公共投資臨時基金繰入金及び利子積立金を考慮に入れますと、1,465 万 5,000 円となるものでございます。

次に、21 款 1 項 6 目教育債で 600 万円の減額補正をするものでございますが、これは、小学校安全管理対策事業及び中学校安全管理対策事業に対する国庫負担金が増額されたことに伴いまして、1 節小学校債で 50 万円、2 節中学校債で 550 万円を減額するものでございます。

ここで、75 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございますが、補正前の起債限度額 23 億 2,750 万円に対しまして 600 万円を減額いたしまして、補正後の起債限度額を 23 億 2,150 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 5 億 4,918 万円の赤字、元利ベースでは 1 億 7,125 万 4,000 円の赤字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りたいと思いますけれども、何名ぐらいの議員の方の質疑があるか。

それでは、議事の午後の都合上、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時とさせていただきます。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

これより質疑に入ります。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

財源についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほどの議案第 29 号の専決では、いわゆる 3 月中の災害関係の費用が 4 億 4,996 万 8,000 円、そのうち予備費が 4,488 万 7,000 円ありましたので、約 4 億円も専決処分をやったんですね。先ほどの議案ではね。その財源のほとんどは、財調の取り崩しでした。

今度の議案第 30 号というのは、ある面、財源が明確になった分について組み替えをやっていきます。ところが、財調の繰り入れ分が 1 億 3,306 万 5,000 円しか減らないというのはおかしいのではないかと。災害関連の支出は、もっと国や県からお金が来るはずではないのかというふうに思うのですが、なぜこういうことになっているのかというのがわからないので、御説明をお願いしたいんです。

○議長（石橋源一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

お答え申し上げます。

まず、22 年度に関しましては、年度末ということもございましたので、まず国庫補助金、こちらの方が全く見込めないという状況でございました。さらに、地方債に関しましても、この時点ですと災害関係の地方債の発行ということも、もはやその時期が年度末ということがありましたので、発行ができなかったというものになっております。

今回、この補正予算（第 11 号）の方で歳入として見込めたものに関しましては、災害関連で限定させていただきますと、災害救助費負担金と言いまして、災害救助法の規定に基づく災害救助に関する事務に対する県からの負担金、こちらの方の支出が見込まれたということになります。こちらが、歳入でいきますと、15 款 1 項 1 目の災害救助負担金でございます。こちらで 5,975 万 4,000 円、こちらの方が今回災害関係で見込まれた唯一の収入ということになります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

このまま決算になってしまうんですか。最終補正だということを出されているんですが、このまま決算になってしまうのかどうかという。そもそもの災害対応のスキームは、こういうものではないのではないのかということなんですけれども。特に、今財政担当から話あったように、災害救助の分については5,975万4,000円の民生費県負担金が計上されているんだけれども、それ以外の復旧関係の方、これごみ処理とかもいろいろあるんですが、そういうものについては全然お金が出てこないというそういう予算書になっていると思うんですけれども、最終的にスキームとしてはどうなるのかと。それは、決算でどういうふうに反映されるのかというあたりを御説明いただきたいのですが。

○議長（石橋源一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

まず、災害救助負担金は、この金額で決算ということになります。ただ、こちらの方なんですけど、まず災害救助費の内容ですね、災害救助事務に要した経費に関しての査定というものをまだ受けておりませんので、概算で今いただいているような格好になっております。これは、23年度になってから精算をしますので、過不足があればそちらの方で調整ということになります。ただ、予算としましては、今回の最終補正、11号補正でもって成立している内容で決算ということになるかと思えます。その後の査定を受けた後の過不足に関しては、23年度予算での対応ということになります。

さらに、災害復旧関連、特に瓦れきの処理関係ですね、災害廃棄物関係の分に関しましては、この時点ではまだ国庫補助に関しての手續等に関しては明確に示されておりませんでしたので、今回22年度においては計上することができなかったということになります。その分がどのようになるのかということなんですけど、今回の国庫補助に関しましては、22年度、23年度、2カ年度にわたって計算をするというようなことで今説明の方をされている状態であります。それが、23年度に恐らくまとめて計算をして、それで国庫補助金の額が確定していくのだろうというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと説明を聞き漏らしたのではないかと思うのですが、これは多分、今回のこの補正は最終補正のならばではないかと思うのですが、82ページの中で、安全・安心な学校づくり交付金、このことが補正である程度増になっていると。そうすると、ここを見ますと、単価が、対象事業費が上がっていると。額が大きくなったことによって、その3分の1を掛けるからこういうふうになってくるというふうに計算式はわかるのです。この額が、全部対象事業がそれなりに上がっているんですけれども、額そのものが多くなっているわけですが、当初とどう比較して、どういう原因でこういうふうになってきているのか。額そのものが、当初見込みより多くなった理由はどういう要因なのか。その辺は、全部、全然説明がなされていなかったなというふうに感じたものですから、その辺の説明をお願いしたい。

と同時に、今後、こういうことあるかどうかわかりませんが、安全・安心な学校まちづくり交付金というそのものの制度でいくと、今回の最終補正のこの単価が23年度も継続していくんだという見方をしておいていいのか、その辺についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、一例で山王小学校の屋内運動場について、ひとつ御説明を申し上げます。

この安全・安心な学校づくり交付金は、前にも一度資料でお出ししたことがあったかと思いますが、交付金の考え方ですが、基礎配分額または実工事費の低い額が、いわゆる補助金として担保されているというふうなことでございます。当初予算では、その配分基礎額、これは山王小学校でいきますと平米単価とか計算式はあるんですけども、約7,500万がいわゆる配分基礎額ということで補助金の算定になっております。それが、上に書いてある7,400万の数字でございます。

実際の実工事費は幾らかというと、1億3,000万ほどかかります。国では、当初予算に、予算に余剰が生じたとき、これまでの配分基礎額に上乘せをして補助金を交付すると。その額については、実工事費を超えない範囲内、または当該年度で予算措置をしている範囲内というふうなことでございますので、これは、国の方で山王小学校については約1,000万ほど上乘せをしていただいたと。これ工事費ですね。したがって、その3分の1でするので、約360万円ほど今回補助金が上乘せになったと、こういうことでございます。

いずれも、あと以下(2)、あと中学校費についても同じような考え方で、当初の配分基礎額で計算された補助金に一部上乘せがあって、今回追加で交付されたということでございます。23年度以降も、当初予算では基礎配分額で交付されるような形になります。当初は、以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

そうすると、わかりました、基礎配分で予算を組んだと。最終調整で、これはこういうぐあいに1,000万に……、例えば山王小であれば1,000万が上乘せになると。その理由は何なんですか。例えば、国の予算がこれだけの枠があったと。この要求がなかったから、余ったからその分をよこしたんだというそういう仕組みなのか、その辺をきちっと説明しないと何が何だかさっぱりわからない。その辺いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

今、竹谷議員がおっしゃったとおりでございます。国で全体的に持っている予算が、当該年度で全国の市町村に配分した結果、余剰が生じたというふうな、その余剰の分で上乘せをしていると、こういうことでございます。要は、全体で少し残りがあったので、その分を配分したと、こういうことでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

意味はわかった。だって、これは国はおかしいよな。現実的に。結局は、余ったから使うところに、その金はそっちにやりますと、そんな感じですよ。これ仕組みがおかしいよな、国のな。市町村は関係ないけれども。国の仕組みがちょっとおかしいような感じします。わかりました。意味はわかりました。それは、後でまた別のときに議論させていただきたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

すみません、89 ページなんですけれども、1 億 2,969 万 3,000 円の災害救助費があって、最初の段階ではいわゆる全額基金でやっていたんですね。それで、県の支出金が 5,975 万 4,000 円あったと。財源の組み替えやりました。それで、これから決算数値が動かないという説明だったのではないかと思うんですけれどもね。さっきの説明は。災害救助で、50%もお金が来ないんです。私は、ちょっとろ覚えなんですけれども、災害救助関係については、もっと国や県からお金が来るもんだと思い込んでいたんですけれども、50%も来ないというのが信じられないんですけれども、どうですか。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

災害救助負担金の計算方法なんですけれども、こちらは、それぞれの事務によって費用の基準額というものが定められております。例えば避難所設置費に関しましては、1 人 1 日当たり 1,000 円という単価が上限というふうになっています。炊き出し、その他食品の給与に関する経費に関しては、1 人 1 日当たり 1,500 円というふうなぐあいに、それぞれの救助事務によってそれぞれ基準額が設けられております。それらを計算した積み上げが、災害救助負担金ということになります。もちろんその実支出額がこちらの基準額を下回れば、その下回った方の小さい額でもって交付ということになるんですけれども、ただ、今申し上げましたそれぞれの基準、それぞれの事務の基準額というものには事務費が含まれておりません。例えば人件費というのが、これは災害救助事務費ということになっておりまして、こちらがその単価基準の方には載っていない項目になっております。ですから、この部分に関して、例えばほかの避難所設置費であるとか炊き出しに必要な費用であったりとか、それぞれの事務ごとの必要な総額を合計しまして、そちらの合計額でもって一定の割合でもって事務費の計算をしているというような仕組みになっています。

ですから、人件費、その他もろもろの事務費に関しては、こちらの災害救助負担金ではカバーし切れない経費というふうになっております。ですから、今回の予算書のように、実際にかかった、多賀城市の方で実支出をしている災害救助関係の経費に関して、100%この負担金があるというものではございません。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

要するに、事務費は含まれないんだと。人件費が含まれないんだということね。今の説明はね。要するに、避難所を開設したりそういうもののもろもろの経費は出るけれども、事務費いわゆる人件費は、県の支出金の中には含まれていないんだということでしょう。今の説明は。

○議長（石橋源一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

ちょっと説明が足りないかと思います。ストレートにその人件費の部分が計算されるという仕組みにはなっていないということになります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、いわゆる避難所の1日1,000円とか炊き出しの1日1,500円とかという中に、若干人件費も含まれているケースもあるということなのね。そういう物言いするということとは。まあ、いいんだ。

要するに、災害救助とは一体何かと。それは、人間の命を救う作業だから、マンパワーなんです。ほとんどが。それは、市の職員だってそうだし、消防だってそうだし、全部人が頑張らなければ人を救えないです。その大部分の人件費について、全然というか何ぼか見られるのかもしれないんだけど、大半が1億2,900万円のうち、1億3,000万円のうち7,300万円が人件費だ。その辺についてほとんど、何か一部は見られているのかもしれないんだけど、その辺については見られないというのでは物すごい落差を感じるんだね。国の方では、何度かは全額持つとかなんとかというような議論を盛んにやっているけれども、実際の災害救助となると職員が頑張らなければいけない。その職員が頑張らなければいけないところに対して、事実上ほとんど国や県の負担が認められない、認められていないということは、これは被災地にしてみると大変な問題ではないかというふうに思うのですが、市長どう思いますか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

実際、藤原議員おっしゃるとおりでないかなというふうに思います。やっぱり人を救えるのは人間ですし、それだけ、さっき佐藤恵子議員からの質問に答えたように、3月いかに人件費が膨大だったかということでおわかりではないかなというふうに思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それで、多分これは、気持ちは当局も市長も私も同じなんだと思うんだけど、実質的に被災地が困難な状態に陥らないような手だてをいろいろ求めるということが大事なのであって、今の制度では1日1,000円とか1,500円とかという話にはなっているけれども、実際上は被災自治体が財源に大穴をあけざるを得ないような状況というのは、私は再建していく上では本当に大きな問題だと思うのです。その辺についても、きちんともっと国全体で見てもらえるように、私らも頑張るけれども、市長にも頑張っていたきたいということで、決意をお聞きして質疑を終わります。

○議長（石橋源一）

頑張るといふ決意を。

○市長（菊地健次郎）

大いに頑張ります。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（石橋源一）

日程第7、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に朗読をお願いします。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、歳入予算については一般会計繰入金を増額補正を、歳出予算については公共下水道施設災害復旧に要する経費の追加補正を行うため、また、震災により年度内での完了が見込めなくなった各種事業において繰越明許費を設定するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

資料 1 の 105 ページをお開きください。105 ページです。

5 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 1,560 万円の追加補正でございます。

1 の公共下水道施設災害復旧に要する経費（単独雨水事業分）につきましては、3 月 11 日における震災における津波土砂等のしゅんせつや機能停止した八幡雨水ポンプ場などへの仮設ポンプを配置した暫定排水を行うための経費として、委託料で 1,010 万円の追加補正を行ったものでございます。

2 の公共下水道施設災害復旧に要する経費（単独汚水事業分）につきましては、3 月 11 日における震災において被災した宮城県仙塩浄化センターの機能停止から生じた汚水のおふれに対し、仮設ポンプによる水路等への暫定排水を行うための経費として、委託料で 550 万円の追加補正を行ったものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、99 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費でございます。

下水道事業といたしましては、第 4 号補正において 5 件の繰り越しをお願いしておりましたが、今回の震災により前回の 5 件の事業のうち、繰越経費の追加分が 2 件、新たな繰り越しとなる事業が 1 件の、合わせて 3 件の繰り越しを行いました。

1 件目といたしましては、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）につきまして、1,934 万 5,000 円の繰り越しでございます。これは、丸山雨水幹線、六貫田雨水枝線の 2 路線の雨水施設整備に関する繰り越しでございます。

いずれも今回の震災に伴い工事が一時中止になったことにより、年度内完成が困難な状況であることから、費用の繰り越しを行ったものでございます。

完了の予定時期につきましては、丸山雨水枝線の整備である丸山 1-6 工区整備工事においては、平成 23 年 7 月末を予定しております。六貫田雨水枝線の整備である六貫田 2-1 工区の整備工事につきましては、専決処分を行った時点では平成 24 年 3 月末を完了予定としておりましたが、現時点においては災害復旧を最優先したことにより、結果的には事業を取り下げ、平成 24 年度以降へ先送りさせていただきました。これにより、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）の繰越総額は 1 億 3,662 万 1,000 円となったものであります。

2 件目といたしましては、下水道総合地震対策に要する経費につきまして、714 万円の繰り越しを行いました。これにつきましても、今回の震災に伴うもので、中央ポンプ場耐震診断業務の年度内完成が困難な状況であることから、費用の繰り越しを行ったものでございます。完了の予定時期につきましては、平成 23 年 7 月末としております。

3 件目といたしましては、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）につきまして、290 万円の繰り越しでございます。これは、丸山及び六貫田雨水枝線の 2 路線の雨水施設整備と汚水ますの取り出し工事 2 件に関する繰り越しでございます。これにつきましても、今回の震災に伴うもので、工事が一時中止になったことにより年度内完成が困難な状況であることから、費用の繰り越しを行ったものでございます。

完了の予定時期につきましては、丸山雨水枝線の整備である丸山 1 工区の整備工事につきましては、平成 23 年 7 月末とさせていただいております。また、六貫田雨水枝線整備のための測量設計、地質調査業務委託につきましては、平成 23 年 5 月末とさせていただいております。現時点で完了しております。

汚水ますの取り出し工事につきましては、1 件については平成 23 年 4 月末とさせていただいており、もう 1 件につきましては平成 23 年 9 月末とさせていただいております。これにより、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）の繰越総額は 540 万円となったものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

103 ページにお戻りください。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,560 万円の追加補正でございます。これは、先ほど歳出で御説明させていただきました応急措置に対する財源として追加補正を行ったものでございます。

以上で下水道特別会計の専決補正の概要説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

106 ページなんですが、八幡雨水ポンプ場が津波の被害に遭ったということですね。被害状況について簡単に説明をいただきたいと。特に、多分ポンプの機械は大丈夫だったんだと思うのですけれども、ポンプを設置してある床面からどのぐらい下のところまで津波が来たのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、2の方は、これは終末処理場が故障して何かやったんだね。話を聞いていて、何でこれ多賀城市が負担しなければならないのかよくわからなかったんだけど、県がやるべきものでないのかというふうに聞いていて思ったのですけれども、何で市の支出になるのか、その辺のところを説明してください。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

八幡ポンプ場につきましては、津波で2.3メートルほど冠水というか、地表面から2.3メートルのところまで津波が来ました。それで、ほぼ中2階のポンプが設置してある床のところまで浸水したわけですけれども、ポンプ本体には被害はありませんでしたが、その2次的な電気設備が水没しまして、機能停止という状態に陥ってしまいました。

それから、仙塩浄化センターの機能停止によって、市内で汚水があふれ出したわけですが、原因は確かに県の施設ということではございますが、市内で道路上に汚水があふれている状況に対しては、やはり市の方で対応せざる得なかったというのが実情でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ポンプ本体は大丈夫だったんだけど、電気設備が故障したと。実は8・5水害のとき、あれは中央ポンプ場のディーゼル本体は大丈夫だったのですが、配電盤が下にあって機能をストップしたということがあったのです。だから、何で配電盤を下に置いておくんだということで、かなり私も25年前に問題にしたのです。せっかくディーゼル本体が動ける状態なのに、何でわざわざ下に配電盤を置いておかなければいけないんだと。今回はどうしたことだったのですか。ポンプ本体は大丈夫なのに、配電盤というか電気設備がいかれてしまったというのがよく理解できないのですけれども。私は、8・5水害の教訓から学んでいなかったのではないかという気がするのですけれども。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今回の八幡ポンプ場の電気設備の被害といいますのは、高圧受電している1次側のキュービクルについては3階フロアに設置してありまして、それは全然問題なく機能しております。ただ、1次側から電気を受けているポンプ直近にある2次側の操作盤というか配電盤の方が被災してしまいまして、ポンプが動かせなかったという状況でございました。これにつきましては応急的に復旧いたしまして、要するにメーンの電気系統が生きておりますので、そこからじかに電気を取ることによって、5月12日ごろには応急的な復旧を果たしております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ポンプ場については、現場を見ないで何とも言えない点があるので、後でお邪魔したいと思いますのでよろしくをお願いします。

市内の汚水噴出については、これは県だ市だと言っているわけにもいかないので、差し当たり市がやるという措置は、それはそれでよかったと思うのですが、これは、財源負担について県と話し合う余地はあるんですか。それとも、多賀城市が処理したからそれでいいですということになるのか、その辺はどういうふうに考えているのかということなんです。

○議長（石橋源一）

まず、建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

これは、汚水の処理の費用について県と協定を結んでおりまして、トン当たり 33 円という単価で協定を結んでおります。今回の地震によって、本来、県の施設で処理すべきものが処理できなかったわけですから、この 33 円という単価について見直しをお願いしたいということで県の方に要望しているところでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 6 号））

○議長（石橋源一）

日程第 8、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてであります。東日本大震災による災害復旧に係る経費の追加補正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 6 号) を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

水道事業管理者。

○水道事業管理者 (佐藤敏夫)

それでは、初めに、平成 23 年 3 月 23 日付で専決処分させていただきました平成 22 年度補正予算 (第 6 号) の経緯とその概要について御説明させていただきます。

3 月 11 日に発生しました東日本大震災により、本市の供給水源でございます宮城県仙南・仙塩広域水道並びに仙台分水及び岡田水源からの送水が停止し、給水区域内全域で断水を余儀なくされたため、緊急的に飲料水等を供給する必要があることから、応急給水及び応急復旧の経費等を予算措置したものでございます。

なお、今回の補正は、応急給水活動や災害復旧に伴う配水管等の漏水処理の経費であることから、ともに営業費用の各科目に計上しているものでございます。

それでは、108 ページをお願いいたします。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 6 号) について御説明いたします。

第 1 条は、(総則) でございます。

第 2 条は、(業務の予定量) でございます。

予算第 2 条第 4 号のアは配水管整備事業費でございますが、「2 億 4,349 万 6,000 円」を 47 万 6,000 円増額して「2 億 4,397 万 2,000 円」に改めるものでございます。これは、震災対応に伴う職員人件費の増額でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的支出の補正でございます。

1 款水道事業費用で、3,299 万円増額し、17 億 1,493 万 3,000 円とするものでございます。その主なものは、応急復旧に係る配水管等漏水修繕、応急給水活動に係る委託料及び震災対応に伴う職員人件費でございます。

次の109ページをお願いいたします。

第4条は、（資本的収入及び支出）でございます。

予算第4条本文括弧中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を47万6,000円増額し、「5億4,838万3,000円」に改め、その補てん財源として建設改良積立金「1億7,891万2,000円」を47万6,000円増額し、「1億7,938万8,000円」に改めるものでございます。

次に、第5条は、（債務負担行為）でございます。

応急給水業務については、平成23年度においても年度の当初から業務を開始するため、22年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の変更を行うものでございます。

なお、資料3の8ページに、債務負担行為補正内訳表を掲載しておりますので、御参照願います。

第6条は、（議会の議決を経なければ流用することができない経費）でございます。

予算第9条第1号は職員給与費でございますが、「2億2,810万円」を996万6,000円増額し、「2億3,809万6,000円」とするものでございます。

次に、112ページ、113ページをお願いいたします。

補正予算説明書でございます。

まず、上の表の収益的支出から御説明いたします。この表の補正予定額の欄を用いて説明を申し上げます。

1款水道事業費用で、補正予定額が3,299万円の増額補正でございます。

1項1目原水及び浄水費で142万円の増額は、震災対応に伴う職員時間外勤務手当でございます。

2目配水費で、1,084万円の増額は、職員時間外勤務手当及び配水管漏水や空気弁破損による修繕費でございます。

5目業務費で280万円の増額は、震災対応に伴う職員時間外勤務手当でございます。

6目総係費で1,793万円の増額は、職員時間外勤務手当及び応急給水活動に係る燃料費と委託料でございます。

なお、応急給水業務につきましては、災害時における水道施設復旧等の応援に関する協定書に基づきまして、多賀城市管工事業協同組合と委託契約を締結し、3月31日まで給水車延べ100台、作業人員延べ500名で実施をしております。

次に、下の表の資本的支出でございますが、1款1項1目配水管整備事業で、補正予定額47万6,000円の増額は、震災対応に伴う職員時間外勤務手当でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

応急給水事業というのが説明であったと思うのですが、今般の多賀城市の給水活動で思うところがあるのでちょっと質問させていただきたいのですが、まずもって、いわゆるポンプ車かな、市がお持ちになっているポンプ車は何台あって、今回はどのくらい……、全部稼働していると思うのですけれども、どのくらい稼働したのか。

それと、大型車両があれば、何回も何回も水をくみに戻ったりしなくてもよかったと思うのです。それで、職員の中に、大型ってどれくらいまでの免許が必要なのかかわからなけれども、いわゆる大型車両も運転できるような職員はいらっしゃったのかどうか、その2点まずお答えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

お答え申し上げます。

応急給水活動の件につきまして、現在、上水道部の方では、1トンの給水タンクが3台、それから2トンが1台、あと車載用の2トンの給水車がございます。それらを、震災発災以来、最初の3日間ぐらいはそれを活用しながらやったわけですが、なかなか今回の災害につきましては、議員も御存じのとおり、多賀城市は独自の水源を持ってございません。今回、市の約8割を占めます仙南・仙塩広域水道の送水管が漏水したということで、送水がストップしたということもございまして、約1カ月間近くでございまして、市民の方々には大変御不便をおかけしたということは課題として認識をしております。

そんな中で、応急活動をやったわけですが、大型車を運転するということの質問でございまして、大型車の給水タンクは持ってございません。それで、たまたま、今回、自衛隊の方の協力なんかももらいましてやったわけですが、応急給水活動についてはいろいろな課題があるのかなということでは認識をしております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

そうしますと、今、上水道部がお持ちなのは5台だけですか。私、記憶あるのは、9台ぐらいあったような記憶があるんだな。それ、私の記憶違いなのか。結構、多賀城市の給水車はあったように記憶しているのですけれども、9台ぐらいあった事実というのはないでしょうか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

古くなったものは当然除外しなくてはならないものですから、多分その最盛期には9台ぐらい持っていたと思うのですが、今現在は5台でございます。なお、先ほど説明申し上げました管工事業協同組合の方と締結を結んでございまして、そちらの方でも持っていますし、それから、今回はいろいろな他の自治体の方から給水車を持ち込みまして応援をもらっています。そんな中で、全戸断水というのも初めての経験でございましたので、確かに市民の方々には大変不自由な思いをさせたなということは課題として認識をさせていただきます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。たしか私、記憶で9台あったような気がしたんです。それで、いわば、今いみじくも御回答の中にあつたように、全地域かな、給水区域全部が断水になったのです。これは数の問題でしょうけれども、今回は津波という一つのまた地震とは違う要素があつたのですが、いわゆる給水箇所というのは、断水した翌朝あたりからはすぐに給水活動を始めていかないと、人間にとって水というのは不可欠なものですから、今後もし、これから年次的にポンプ車というものをある一定量かな、この5台で足りるかといったら絶対足りないと思うので、多ければいいというものではないにしても、その辺は、今後この大震災を経験して、必要最低限度の数というものを考えさせていただいて、いわゆる給水区域に占める台数というものを、適正数というものを考慮していただきたいということを要望して終わります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

今回の専決処分で、水道事業費用については3,299万円の補正増の計上がありました。3月通水分、実際上は20日間水がとまっています。しかも、実際上の3月分については免除ということだったというふうに記憶しているんですが、水道事業収益の減がこれに計上されていないということは、それは23年度になると。2月通水分までが、22年度の収益に反映されているというふうに理解していいのかということなんですが。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

実は、災害発生が3月11日でございました。3月分の検針につきましては、3月10日に終了してございました。それで、例えば3月11日に震災が発生しまして、本来であれば3月末がその収納時期でございますが、今回震災の影響ということもございまして、納付書の発行も1カ月間ほど延ばしまして、納期限を5月1日まで延ばしてございました。ただ、この収益そのものは22年度で収納してございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

だから、3月分というのは、3月10日までに検査というか検針が終わっていたと。そうすると、22年度の収益分というのは、今度の災害には影響していないんだということだよ。結局。それは、23年度に出てくるということでもいいんですね。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（石橋源一）

日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成 22 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、第二中学校屋内運動場大規模改造事業外 28 件に係る経費 10 億 2,147 万 5,101 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

それでは、2 ページをお願いいたします。

平成 22 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書の各事業ごとの詳細説明に先立ちまして、今回繰り越した事業の特徴について御説明申し上げます。

今回、一般会計における繰越明許費の設定をした事業のうち、繰り越しをした事業は 29 事業になります。このうち、平成 22 年度における特異な理由により繰り越しをした事業といたしましては、国の第 1 次補正予算に関連する繰越事業、東日本大震災に関連する繰越事業が挙げられるかと存じます。

国の第 1 次補正予算につきましては、3 段構えの経済対策のステップ 2 として平成 22 年 11 月 26 日に成立したものでございますが、その後、同補正予算による安全・安心な学校づくり交付金等の国の補助確定の時期との関係から、これに対応する本市での補正予算を 2 月議会に上程するなど、年度内執行が困難であったことが繰り越しの主な原因となっております。

次に、東日本大震災に関連する繰越事業につきましては、事業の一時中止、工事請負物件の損傷等により、年度内執行が困難であったことが繰り越しの主な原因となっております。

以下、平成 22 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書の款項に従いまして、関係部長等から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

それでは、初めに、2 款 1 項総務管理費で、事業名、一般庶務に要する経費（公金違法支出損害賠償請求事件に係る弁護士委託業務）ですが、金額、翌年度繰越額ともに 147 万円でございます。これは、多賀城駅北開発株式会社に対する多賀城市市街地再開発事業費補助金の交付が違法であるとして、昨年 5 月 18 日に住民訴訟が提起されております。

本件訴訟に関しましては、仙台地方裁判所において、これまで 5 回の口頭弁論が行われましたが、平成 22 年度内の判決確定はしない見込みとなりましたことから、本年第 1 回市議会定例会で議決をいただき、本件訴訟に係る訴訟代理人である弁護士に対する弁護士業務委託料を繰り越したものでございます。

なお、次回の裁判は、来る7月5日に第6回口頭弁論が行われる予定になってございます。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

4項選挙費で、県議会議員選挙に要する経費390万9,000円でございます。翌年度繰越額及び財源の内訳は記載のとおりでございます。これは、このたびの震災により選挙期日が延期となったことから繰り越しを行ったものでございます。

なお、選挙期日につきましては、現在のところ未定となっております。

○保健福祉部長（内海啓二）

3款1項社会福祉費で、老人福祉施設管理運営に要する経費（シルバーヘルスプラザ給湯器ボイラー等交換工事）でございます。金額、翌年度繰越額とも372万円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。これは、平成22年度9号補正予算に計上したものでございますが、国の第1次補正予算による補助確定の遅延に伴い、事業開始がおくれることから繰り越したものでございます。

なお、工事完了は、震災の影響により平成24年3月末を予定しております。

○市民経済部長（永澤雄一）

6款1項農業費でございます。東日本大震災により工事を一時中止し、繰り越したものでございます。

一つ目が、農業用施設維持管理に要する経費で、金額、翌年度繰越額は、ともに299万6,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、農業用排水路清掃業務及び農業用排水路汚泥しゅんせつ業務でございます。事業の完了は、平成23年6月末を予定しております。

次に、農業用排水路整備費で、金額は1,383万2,000円、翌年度繰越額は1,381万7,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、加瀬用排水路3号改修工事でございます。事業の完了は、平成23年11月末を予定しております。

次に、農業用排水路改修費で、金額、翌年度繰越額は、ともに9,818万9,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、庚田排水路改修工事でございます。事業の完了は、平成23年11月末を予定しております。

○建設部長（佐藤昇市）

次に、8款2項道路橋りょう費でございますが、事業名が南宮北福室線道路改築事業（地域活力基盤整備）分で、金額が1,429万円、翌年度繰越額が1,428万9,200円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。以後、財源内訳の説明は省略いたします。これは、移転先の住居建築に時間を要したため繰り越したもので、移転完了は平成24年3月末を予定しております。

次に、同じく単独分でございますが、同様の理由で、平成24年3月末まで遅延するものでございます。

次に、事業名が高橋跨線橋耐震補強事業（地域活力基盤整備）分で、金額、翌年度繰越額とも2,020万でございます。これは、JRとの協議に時間を要したため繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

同じく、次の事業でございますが、これは国の第1次補正分でございます。金額、翌年度繰越額とも3,118万2,000円でございます。さきの工事と関連するため繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

次に、4項都市計画費でございますが、事業名が留ヶ谷線道路改良事業（まち交）分で、金額が3,048万3,000円、翌年度繰越額が2,535万800円でございます。これは、地権者との交渉に時間を要したことから繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

次に、事業名が旭ヶ岡街路4号線道路改良事業で、金額が2,673万9,000円、翌年度繰越額が1,434万500円でございます。これは、国の1次補正に対応した事業で、年度内完了が困難なため繰り越したもので、完了時期が9月末を予定しております。

次に、事業名が高崎大代線道路改築事業（通常）分で、金額が1,849万9,000円、翌年度繰越額が1,849万7,850円でございます。これは、地権者との交渉に時間を要したため繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

次に、事業名が高崎大代線外1線道路改築事業（まち交）分で、金額が2,624万円、翌年度繰越額が2,344万円でございます。これは、交差点改良に関し、関係機関との調整に時間を要したことから繰り越したもので、完了時期は9月末を予定しております。

次に、事業名が高崎大代線道路改築事業（予備費）分で、金額が1,000万1,000円、翌年度繰越額が622万200円でございます。これも国の1次補正に対応した事業で、年度内完了が困難であるため繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

次に、事業名が清水沢多賀城線建設事業負担金で、金額が4,159万5,000円、翌年度繰越額が4,117万6,000円でございます。これは、宮城県が行っている用地交渉に時間を要したことから繰り越したもので、完了時期は12月末を予定しております。

次に、事業名が加瀬沼公園建設事業負担金で、金額が85万9,000円、翌年度繰越額が68万4,000円でございます。これは、宮城県が行っている用地補償やあずまやの建設に時間を要したことから繰り越したもので、完了時期は9月末を予定しております。

次に、事業名が中央公園整備事業（1次補正）分で、金額が7,400万1,000円、翌年度繰越額が4,767万850円でございます。これも国の1次補正に対応した事業で、年度内完了が困難であるため繰り越したもので、完了時期は平成24年3月末を予定しております。

次に、事業名が連続立体交差事業（県事業負担金）で、金額が6,721万1,000円、翌年度繰越額が6,721万円でございます。これは、新下り線の基礎工事が遅延したことにより繰り越したもので、完了時期は10月末を予定しております。

次に、事業名が土地区画整理事業（単独）分で、金額、翌年度繰越額とも1,354万5,000円でございます。これは、事業計画及び実施計画の変更に関して、関係機関との協議に時間を要したことから繰り越したもので、完了時期は平成24年3月末を予定しております。

○総務課長（竹谷敏和）

次のページをお願いします。

9款1項消防費でございますが、まず、消防水利維持費（消火栓設置費等負担金）ですが、金額は58万3,000円、翌年度繰越額が58万2,224円でございます。これは、市道留ヶ谷線道路改良工事による水道の配水管移設工事に伴う消火栓の移設工事を市上水道部に委託して行うものですが、留ヶ谷線改良工事の工期延長に伴い、22年度内事業完了が見込め

なくなったことから、専決処分させていただいた平成 22 年度一般会計補正予算（第 11 号）において繰越明許費を設定し、繰り越したものでございます。なお、事業完了は本年 9 月末を予定しております。

次に、災害対策に要する経費（災害情報受信用テレビ購入）でございますが、金額、翌年度繰越額ともに 102 万 7,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、多賀城市消防団各分団のポンプ置き場に、災害時の情報収集を図るためテレビを購入するものであります。契約相手方がこのたびの震災により被災したため、22 年度内事業完了が見込めなくなったことから、この事業も専決処分により繰越明許費を設定し、繰り越したものでございます。なお、事業完了は本年 9 月末を予定しております。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

続きまして、10 款 2 項小学校費の 2 事業及び 3 項中学校費のうち、第二中学校屋内運動場大規模改造事業と中学校安全管理対策事業の 4 事業につきましては、本年第 1 回定例会で、国の第 1 次補正予算に係る交付決定を受けたもので、23 年 1 月に交付決定を受けたことから、繰り越しを前提として予算を組ませていただいたものでございます。

また、3 項中学校費の東豊中学校安全管理対策事業と東豊中学校バリアフリー対策事業につきましては、先ほども御説明いたしました、それぞれの工事を一体化して行うことが効率的であるため繰り越しをしたものでございます。

2 項小学校費及び 3 項中学校費の 6 事業の中で、東豊中学校の 2 事業につきましては前払い金を差し引いた予算額を、他の 4 事業は未契約繰り越しですので、予算額の全額を繰り越しさせていただくものです。

金額の朗読は省略させていただき、各事業の完了予定期日を申し上げます。

山王小学校屋内運動場大規模改造事業の完成予定は平成 24 年 3 月末を、小学校安全管理対策事業の完成予定は平成 24 年 2 月末を、第二中学校屋内運動場大規模改造事業の完成予定は平成 24 年 2 月末を、東豊中学校安全管理対策事業及び東豊中学校バリアフリー対策事業の完成予定は平成 23 年 6 月末を、中学校安全管理対策事業の完成予定は平成 24 年 2 月末をそれぞれ予定しております。

○市民経済部長（永澤雄一）

11 款 3 項農林水産業施設災害復旧費でございます。東日本大震災による農業施設復旧のため、一般会計補正予算（第 10 号）で予算を計上し繰り越したものでございます。

農業用施設災害復旧費で、金額、翌年度繰越額はともに 250 万円、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、新田堰の油圧ユニット修繕及び用水路瓦れき撤去業務でございます。事業の完了は、平成 23 年 11 月末を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

2 ページなのですが、土木費の都市計画費のところなんですけれども、それぞれ理由があつて繰り越しということで、今回の事業がまだ手をつけられていないということですよ。今回、発災後、瓦れき撤去とか本当にさまざまところで市内の土木業者が活躍をしていました。「忙しくていいね」って、私も浅はかにも言ってしまったのですけれども、そうしたら、国からいつお金が来るかもわからないし、本当に利益の上がないことで、仕事なんだけれども、しかし、自分たちが多賀城の業者としてやれることは頑張るってやるというような会話を交わしたのです。ですから、そういう意味では、一生懸命頑張っている業者を一日も早く普通の業務に戻して、そして営業がきちんと成り立つような、そういう応援をしていかなければならないというふうに思うのです。ですから、一刻も早い発注をしていただいて、活気のあるそういう工事の様子が市内に展開できればいいかなというふうに思うのですが、それぞれ一つ一つは結構ですけれども、どういう感触でおられるかお答えをお願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長ですか。

○建設部長（佐藤昇市）

今、佐藤議員おっしゃられた部分、全くそのとおりでございまして、本来であれば本業の仕事に精を出して、汗をかいて多賀城市のために尽くしていただくというのが正しい姿かなと思うのですけれども、この災害ですからしょうがないというふうに我々も考えていますし、業者の方もそのように考えていると思います。

ただ、いつまでもこのような状態でおくわけにもいきませんので、ある程度、市内の瓦れきの撤去の状況が見えてきた段階ということで、業者の方には工事中止命令を出していたんですけれども、6月1日をもって準備ができたところから再開しても構いませんよということで通知を出しているところでございます。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

2 ページの高橋跨線橋耐震補強事業費についてお聞きします。

当初は、何月に終了する予定だったのでしょうか。12 月末という先ほどの説明がありましたけれども。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

手元に資料がないので、後で御返答したいと思います。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

あわせて、1日当たりの通行量。車、人。高橋跨線橋、今通行どめになっていますね。1日当たりの通行量、おわかりになりませんか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それにつきましても手元に資料がございませんので、後で調べて御回答したいと思います。

○議長（石橋源一）

以上で報告を……、何人の方、御質疑ありますか。

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

一つだけ、震災との関係があるので。2ページの中央公園の事業、うち補正で約4,700万円の繰り越しがありました。多分これは利用者協議会で説明しておいた問題だと思うのですが、あの瓦れきが、中央公園の駐車場の瓦れきが整理されない限り、ここは、今部長はできるだけ24年3月までにやりたいという希望でしょうけれども、あの瓦れきがどうなるかで全然この使用が変わってくるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどういう見通しに立っておられるのか。現段階で。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

中央公園に限らず、瓦れきを市内の4カ所に集積しているわけですが、それにつきましては、県が2次集積所を蒲生の方に用意したということで、いつからということはまだはっきりしていませんけれども、いずれ中央公園からも瓦れきは年内中にはなくなるかなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

年内中というのは3月末、24年度の3月末のことを意味しているのか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

なお、その辺のはっきりした日にちはわからないのですけれども、希望としては……。

○議長（石橋源一）

市民経済部次長。

○市民経済部次長(兼)生活環境課長（伊藤一雄）

ただいまの中央公園の野球場の繰り越しに絡んでの瓦れきの処理でございますが、これにつきましては、私どもも市内の業者初めいろいろと協力いただきながら、早期に何とか減量化を目指して、あの山を幾らかでも崩したいというようなこと、早期の処理をしたいというような思いしておりますが、私の方では、年内中に蒲生の方に搬入するというふうなことで、恐らくあの状況で、12月ぐらいまではそのような状況になっているのではないかとというようなことなんです。いずれにしても宮城県の方に早く第2次仮置き場を設置していただいて、整備していただいて、早急に移動したいという思いしております。

なお、野球場のただいまの工事の関係については、道路公園課長とも協議をいたしまして既に工事発注しておるといふようなことで、工事ヤードの方には進入できるような仮置き場の状況にしております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

工事発注しているのはわかっているのです。工事をやっても、使い物にならない工事をやる必要はないと思うのです。今の現状を見ていますか。もう草が生えてきています。使っていないから。ですから、私は少なくとも、県の方がどうなのかわからないけれども、最優先してあの駐車場の……、今はごみです。瓦れきがあるから、もうごみですよ。燃えるごみですよ、あそこにあるのは。これは、最優先してまずあそこをあげて、最優先してまずあげるという方針をとっていただきたい。

そして、それをあげたら、消毒しなければあそこは使い物になりません。消毒だけでも1カ月か2カ月かかると思います。ですから、そういうものも工程的にきちっと考えてやっていかないとまずいのではないかと。ここでどうしろという結論を出せとは、なかなか出ないと思いますけれども、少なくともそういうことを考え合わせながら事業を進めていかなければいけないというふうに私は思うのです。ただ繰越明許したからいいという問題ではない。これを完成させるにはどういう段取りをしていかなければいけないか。それで、どれだけの場所が、市民に対しての活用度が高まっているところなのかというところも精査してやっていかなければいけないのではないのかなというふうに思っているのです。その辺はいかがですか。工事担当でもいいし瓦れきの方でも結構ですが、その辺はお互いに相談して。

○議長（石橋源一）

部長ですか。（「はい」の声あり）部長。

○建設部長（佐藤昇市）

そのことにつきましては、市民経済部と協力体制を組みながら、支障ないように計画をつくって進めていきたいというふうに考えおります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

とにかくできるだけ速やかにやるような計画の工程をつくっていただいて、少なくともあの整備では、利用者協議会、利用者の皆さん方の意見も聞いてやったはずですので、それらの方々にも、こういうぐあいにやっていくので御理解願いたいというふうに、きちっとしていただきます。必要なときは呼んで、必要でないときは全然報告もないというのは、これはまさしく片手落ちだと思いますので、その辺はきちっと両方で相談してやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

以上で報告を終わります。ここで 10 分間の休憩に入りたいと思います。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 25 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

冒頭に、建設部長より説明があるとのことでございますので、建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

高橋跨線橋関係の繰り越しでございますが、当初の工期の終了予定が平成 23 年の 3 月末でございましたが、これを繰り越しいたしまして、平成 23 年度の 12 月末ということでございます。

それから、交通量調査なんですけれども、これちょっと古くなります。平成 20 年 11 月の交通量調査でございますが、まず、高橋方面から山王駅の方に向かう車両が 2,678 台、それから反対方向、山王駅の方から高橋方面に向かう車が 2,319 台、合わせて 4,997 台となっております。歩行者については調査しておりません。車だけ調査いたしました。

以上です。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

あそこは、御存じのように避難者もいらっしゃるし、山王の市営住宅跡地には仮設住宅もできて、その後、この記録よりは……、ただ、車が流された方も多いから何とも言えないところがありますけれども、まともであればこれよりもふえている。比例からするとね。それが、もう 8 カ月もおくれるということは非常に……、ただ報告すればいいという問題ではないと思いますので、あえて確認させていただきました。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

以上で報告を終わります。

日程第 10 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（石橋源一）

日程第 10、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち、雨水施設維持に要する経費外 5 件に係る経費 2 億 470 万 9,963 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、8 ページをお開き願います。

平成 22 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により繰り越した事業 6 件について御説明申し上げます。

1 款 2 項雨水管理費、雨水施設維持に要する経費につきましては、平成 22 年度第 4 号補正により御承認いただいた金額は 836 万円で、承認額と同額を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。

これは、八幡雨水幹線の暫定整備費であります。近接する仙台臨海鉄道株式会社との協議等に大幅な時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものであります。御承認いただいた時点では、平成 23 年 5 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により、平成 23 年 12 月末を完了予定として鋭意事業を進めているところでございます。

2 款 1 項建設事業費、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）につきましては、平成 22 年度第 4 号補正時及び専決処分による 5 号補正による繰越限度額は 1 億 3,662 万 1,000 円でしたが、工事の進捗によりまして、結果 1 億 3,620 万 8,013 円を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。これは、丸山雨水幹線、高橋雨水幹線、留ヶ谷 1 号雨水幹線、六貫田雨水枝線の 4 路線の雨水幹線または枝線整備に関する繰り越しでございます。

丸山雨水幹線の整備につきましては、施行地である陸上自衛隊多賀城駐屯地との施工時期等の協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 1 月末を完了予定としておりましたが、

このたびの震災により平成 23 年 9 月末を完了予定として鋭意事業を進めているところでございます。

次に、高橋雨水幹線の整備につきましては、仙石線横断部の企画・設計を行うに際し、JR 東日本株式会社との調査時期等の協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものであります。御承認いただいた時点では平成 23 年 9 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 23 年 12 月末を完了予定として事業を進めているところでございます。

次に、留ヶ谷 1 号雨水幹線の整備につきましては、仙石線横断部施行のための設計等の協議について、JR 東日本株式会社との協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 9 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 24 年 3 月末を完了予定として鋭意事業を進めているところでございます。

次に、六貫田雨水枝線の整備につきましては、隣接する居住者等に対する施工中における生活道路等の確保検討や協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延を生じたため繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 10 月末を完了予定としており、設計業務については平成 23 年 5 月 25 日で完了いたしました。整備工事につきましては、先ほどの専決処分において御説明申し上げたとおり、このたびの震災により災害復旧を最優先し、事業を取り下げ、平成 24 年度以降へ先送りとさせていただいたところでございます。

次の下水道総合地震対策に要する経費につきましては、専決処分による平成 22 年度 5 号補正による繰越限度額は 714 万円で、承認額と同額を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。これは、このたびの震災に伴い、年度内完成が困難となったため繰り越したもので、平成 23 年 7 月末の完了予定として鋭意事業を進めているところでございます。

次の公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）につきましては、平成 22 年度第 4 号補正時の専決処分による 5 号補正による繰越限度額は 540 万円で、工事の進捗によりまして、結果 530 万円を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。

これにつきましては、丸山及び六貫田雨水枝線の 2 路線の雨水施設整備と汚水ますの取り出し工事 2 件に関する繰り越しでございます。丸山雨水枝線の整備工事に関しましては、施行地である陸上自衛隊多賀城市駐屯地との施工時期等の協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 6 月末の完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 23 年 9 月末を完了予定として事業を進めているところでございます。

次に、六貫田雨水枝線の整備に関しましては、整備のための測量設計、地質調査業務委託料で、先ほど専決処分において御説明申し上げましたとおり、平成 23 年 5 月 25 日で業務は完了しております。

次に、汚水ます取り出し工事 2 件に関しましては、このたびの震災により 1 件につきましては平成 23 年 4 月 28 日で完了しておりますが、もう 1 件の取り出し工事につきましては平成 23 年 9 月末の完了予定として事業を進めているところでございます。

次の公共下水道建設に要する経費（単独事業分）につきましては、平成 22 年度第 4 号補正により御承認いただいた金額は 3,226 万円で、工事の進捗によりまして結果 2,770 万 1,950 万 1,950 円を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。

これにつきましては、多賀城駅周辺整備事業に関連する污水管の移設 2 路線並びに高橋雨水幹線の計 3 路線の整備に関しての繰り越しでございまして、多賀城駅周辺整備事業に関する污水管の移設に関しましては、同事業の道路改良工事の進捗により年度内完了が見込めないことから繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 7 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 23 年 9 月末を完了予定として事業を進めているところでございます。

次に、高橋雨水幹線の整備につきましては、施行に必要な測量設計業務委託料で、施行地の測量設計等の時期の協議調整に時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものであります。御承認いただいた時点では平成 23 年 9 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 23 年 12 月末を完了予定として事業を進めております。

次の仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金につきましては、平成 22 年度第 4 号補正により御承認いただいた金額は 840 万円で、承認額と同額を繰り越したものであり、財源内訳は記載のとおりであります。

これにつきましては、仙台市において施行される仙台市西原雨水ポンプ場建設に係る費用の一部を本市が負担するものでありますが、施工箇所に隣接する近隣住民への説明や道路交通管理者との協議調整に大幅な時間を要したことから、事業の進捗に遅延が生じたため繰り越したものでありまして、御承認いただいた時点では平成 23 年 9 月末を完了予定としておりましたが、このたびの震災により平成 24 年 3 月末を完了予定として鋭意事業を進めているところでございます。

以上で繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 11 報告第 3 号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（石橋源一）

日程第 11、報告第 3 号 繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 3 号 繰越計算書についてであります。これは、平成 22 年度多賀城市水道事業会計予算のうち建設改良費について繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお申し上げます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、資料 1 の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計予算繰越計算書により御説明申し上げます。

これは、地方公営企業法の規定に基づき、建設改良費のうち平成 22 年度内に支払い義務が生じなかった経費について、翌年度に繰り越すものでございます。

繰越計算書に記載のとおり、11 ページの表の左端の欄、翌年度繰越額 3 事業合計で 791 万 7,600 円でございます。

まず、10 ページの表の一番上、道路改良に伴う中央二丁目地内配水管移設工事、それから、その下の道路改良に伴う消火栓移設工事の 2 事業につきましては、一般会計で施工中の市道留ヶ谷線道路改良工事の繰り越しに伴い、年度内執行が困難となったため翌年度へ繰り越しするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、2 事業とも 23 年 9 月末を予定しております。

次に、表の一番下、公共下水道雨水整備に伴う配水管移設負担金でございますが、下水道会計で施工中の公共下水道丸山雨水幹線整備事業の繰り越しに伴い、年度内執行が困難となったため翌年度へ繰り越しするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、23 年 9 月末を予定しております。

以上で説明を終了いたします。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（石橋源一）

日程第 12、報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは、平成 22 年度多賀城市一般会計予算のうち、平成 21 年度天真小学校地震補強等事業外 36 件の事業に係る経費 8 億 9,339 万 6,744 円を、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

それでは、13 ページから 20 ページでございます。

平成 22 年度において支出負担行為を行い、同年度内での事業の完成または完了を予定しておりましたところ、東日本大震災によりまして同年度内での完成または完了を見ることができなかったために、やむなく繰り越しをした事業が 37 事業でございます。

款別に申し上げますと、総務費関係で 5 事業、民生費、衛生費、商工費関係でそれぞれ 2 事業、土木費関係で 12 事業、消防費関係で 1 事業、教育費関係で 13 事業となっております。繰り越した事業名その他につきましては、平成 22 年度多賀城市事故繰越し繰越計算書に記載のとおりでございます。

また、繰り越した事業の完成または完了予定時期等につきましては、さきに配付させていただいておりました報告第 4 号関係資料（追加資料）、平成 22 年度多賀城市事故繰越し事業完成完了期日予定等一覧表、こちらの方を御参照いただきたいと思います。この資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

1 点だけ。特別資料、追加資料をいただきましたので、これの関連で申し上げますが、8 の土木費、新田南錦町線の工事関係ですが、この予算は平成 23 年度予算でも計上していると

いうふうに記憶しております。そういう観点からいけば、24年3月31日が完成予定ということの内容でございますけれども、そういうことであれば、23年度と22年度、予算は別々でしょうけれども、一つの予算として作業を進めていくという方向性にあるというぐあいに確認しておいてよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

予算は、あくまで22年度予算、23年度予算と別々のものでございますが、一つの事業の中でございますので、一体として平成24年3月末を目指して事業を進めてまいります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この事業、23年も含めてですが、23年、22年含めてですが、これに該当する福室線もあるわけですが、これらの地権者は、ここまで来ると早目に物事を進めていきたいという意向が大きいと思うのです。そういう意味でいきますと、この24年3月31日という期限ではなく、もっともっと前から地権者との交渉なりをやって、成立するところはどんどんどんどん成立させていくというやり方をとるべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

両路線とも、地権者の方とはすべて面談して意向の確認もしておりまして、事業の協力もいただくことになっております。あとは、国の予算のつき次第でどんどん事業が進むわけですが、実情を申しますと、23年度の国費の内示につきましても満額というわけにはいかず、70%ほどしか来ておらないのが実情でございます。ですけれども、何とか25年度末までの完成を目指して努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第13 報告第5号 事故線越し線越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（石橋源一）

日程第13、報告第5号 事故線越し線越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

(局長 報告書朗読)

○議長 (石橋源一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

報告第 5 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは、平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計予算のうち、雨水管理事務に要する経費外 10 件の事業に係る経費 7,278 万 3,500 円を、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

建設部長。

○建設部長 (佐藤昇市)

それでは、資料 1 の 22 ページをお開き願います。

平成 22 年度多賀城市事故繰越し繰越計算書により繰り越した事業 11 件について御説明申し上げます。

いずれもこのたびの震災により年度内に完了が見込めなくなったものでありますので、各事業の完了予定日のみを御説明させていただきます。

1 款 2 項雨水管理費、雨水管理事務に要する経費 (下水道台帳 (雨水) 整備業務委託料) につきましては、平成 23 年 6 月 10 日で完了いたしました。

次の雨水施設維持管理に要する経費 (中央雨水ポンプ場 7 号除塵機修理 (その 2)) から、表の下 4 行目、雨水施設維持に要する経費 (八幡雨水ポンプ場機械・電気設備点検業務委託料) につきましては、平成 23 年 6 月 30 日を完了予定としております。

次の汚水管理事業に要する経費 (下水道台帳 (汚水) 整備業務委託料) につきましては、平成 23 年 6 月 10 日で事業が完了いたします。

それから、2 款 1 項建設事業費、公共下水道建設に要する経費 (明月 1 丁目地内排水路改修工事) につきましては、平成 23 年 9 月末を完了予定としております。

次の平成 21 年度繰越明許費として繰り越した仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金につきましては、震災による業務の一時中止により事故繰越しとさせていただいており、平成 23 年 7 月末を完了予定としているとのことでございます。

以上で事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議長 (石橋源一)

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 14 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（石橋源一）

日程第 14、議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、東日本大震災により著しい被害を受けた者に貸し付ける災害援護資金の償還期間等に関し特例を設けるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

平成 23 年 5 月 2 日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行に関する政令が公布、施行されまして、これらに基づきまして、東日本大震災の被災者について、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に規定する災害援護資金貸付の特例措置が講じられたものでございます。

まず、その内容について概略御説明させていただきます。

この特例措置の対象につきましては、このたびの東日本大震災により著しい被害を受けた方々が対象となります。貸し付けを受けられる期間は、発災後、つまり平成 23 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなります。災害弔慰金の支給等に関する法律では、償還期間を 10 年とされていましたが、この大震災被害者に対しては 13 年とされ、そのうち償還期間を 3 年としていたものを 6 年とされたものでございます。

なお、厚生労働大臣が災害の状況等を勘案し決定する場合の据置期間も5年から8年にされておるところでございます。

保証人の取り扱いにつきましても、災害弔慰金法では原則保証人を立てなければならないことになっていますが、大震災被害者に対しては、保証人を立てなくてもよいこととされております。

据置期間経過後の利率につきましては、通常は年3%でございますが、この大震災被災者に対しては、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5%とされたものでございます。

また、償還免除の事由についても特例が追加されておまして、これまでは借受人の死亡または重度障害により償還できなくなったこととされておりましたが、この大震災被災者への貸し付けについては、支払い期日到来から10年経過後において、なお無資力またはこれに近い状態にあり、かつ償還金を支払うことができる見込みがない場合も免除要件に該当するというふうにされたものでございます。

以上、法律及び政令の改正内容を東日本大震災に係る災害援護資金貸付の特例として、条例附則の第2条として追加したものでございます。

この改正条例につきましては、公布の日から施行し、大震災発災の日、3月11日にさかのぼって適用することとしたものでございます。

なお、条例の改正後、被災者相談において制度の変更についてお知らせするとともに、市のホームページや5月23日発行の「災害情報第5号」においても、広く周知をしてきたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

著しい被害を受けた者というその定義なんですが、罹災証明の半壊以上ですか、大規模半壊以上ですか、一部損壊は該当するのかわからないのか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

その辺の規定については、既存の条例の中身のとおりというふうなことで、変更はございません。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

すみません、不勉強でわからないので説明しててください。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

該当する場合の詳細についてお話し申し上げます。

まず、損害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯ということで、世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1カ月以上の場合、世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない場合の二つに分かれておりますけれども、いわゆる被災の程度でございますけれども、家財及び住居に損害のない場合、家財のおおむね3分の1以上が損害を受けた場合、住居が半壊、大規模半壊の場合、住居が全壊の場合、住居の全体が滅失・流失の場合というふうな形に分かれてございます。それによって、それぞれの被害の程度に応じて貸し付けられる限度額が異なるというふうな制度になっております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうすると、世帯主が負傷した場合とかなんとかというのはあるけれども、一般的な被害程度でいうと、半壊以上であればこれが使えるということですね。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

世帯主に負傷がない場合は、家財及び住居に損害のない場合のみでございます。それ以外の場合については適用がなるというふうな形になります。

世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない場合につきましては、家財及び住居に損害のない場合については貸し付けの対象とならないということになります。したがって、ない場合で説明しますと、家財のおおむね3分の1以上が損害を受けた場合については、あとは所得要件がこれに絡まってくるけれども、それらによって貸し付けの対象となるというふうな制度でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

税務課で発行する罹災証明との関係ではどうなるんですか。一部損壊は該当するのかもしれないのか。半壊であれば該当すると考えていいのかどうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

半壊の場合ですと、税務課が発行する罹災証明の半壊の場合ですと、これは該当になってまいります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

一部損壊は該当しないということですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

一部損壊というふうな形では規定はされておられませんで、あくまで家財のおおむね3分の1以上が損害を受けた場合というふうな規定ぶりでございます。ただ、ここの中で、最近国の方から通知が来ておるわけですが、いわゆる自動車の損害ですね、これについても家財に加えていいというふうな形で通知が来ております。したがって、この辺が緩和されてきますと、大分これらの貸し付けもふえてくるのかなというふうな形で想定しております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

よくわからないんですけども、罹災証明が半壊だったら無条件で使えるというふうに理解していいんですよね。一部損壊の場合でも、使える場合があり得るというふうに理解していいんですか。

それから、もう一つは、罹災証明には、3分の1以上の被害とかという規定の被災認定はないんですよね。そうすると、税務課がやった被災認定のほかに、担当部署である保健福祉部の社会福祉課のところで、独自に3分の1かどうかという被災認定をやるということなんですか。そういうことを社会福祉課もやった上で、最終的に結論を出すというふうに考えていいんですか。

罹災証明と3分の1以上の被害というものの関連がよくわからないのです。それは、税務課ではやらないのでしょうか。3分の1以上あるかどうかという被災認定は税務課でやらないわけですか。そうすると、一部損壊の場合でも、社会福祉課の認定でこれが使える場合も出てくるというふうに理解していいのかということなんです。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

家財の内容について、詳細に書くような調査票を出していただくことになっております。したがって、そこで判断をするというふうな形になろうかと思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、最終的な被災認定は担当部署でやるということだね。3分の1を超えたかどうかという認定は社会福祉課のところで行うんだと理解していいんですね。そこまでは税務課は立ち入らないでしょう、たしか。3分の1かどうかという認定はしないでしょう。そういうふうに理解していいんですね。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは、あくまで受け付けの窓口が社会福祉課ということになりますので、そこで貸し付けができるかできないかの判定はさせていただくというふうな形になります。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

ただいまの災害援護資金の関係ですけれども、一部損壊は該当しないようなお話ですね。ただ、部長御存じのように、津波が上がったところは一律4面が水にぬれるということで、罹災証明書は発行しやすい状況に地域ごとにはっきりしています。西部地区のように、家屋の被害、地震の被害の場合は、例えば半壊になった方と、一部損壊でも半壊に近い一部損壊、もう一部損壊にはばらつきがあるんです。20%以内までは一部損壊でしょう。20%から40%が半壊なので、損害の程度がね。そうすると、18%の人も、20%は半壊だけでも、18%も一部損壊なんです。全体のね。損害程度の。そうした方々というのは、非常に修理を伴うわけです。ところが、何の支援もないという状況になっております。御存じのように。

したがって、災害援護資金を窓口で申請をする際には、半壊以上でないのが家財でしかできません。だから、家財の3分の1以上、大体皆さんは恐らく3分の1以上被害に遭っていると思うのですけれどもね、今回の地震で。それに、家財だけだとなかなか150万までいかないけれども、やはり壁の修理とか屋根の修理とかがあると。その方も、一部損壊だという方も、例えば90万までは家財……、書きますね、細かいの。その後、壁と屋根の修理で150万申し込んだ場合、該当するのかわからないのかという問題なんですけれども、いかがでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

なかなか個別の事案ということになりまして、具体的なケースごとに判断する形になるかと思えますけれども、私どもの方として制度を運用していく形については、あくまで家財のおおむね3分の1以上がというふうな話で判断せざるを得ないことになるかというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

実際、何人か私相談いただいて一緒に申請しているんです。それで、一部損壊なんだけれども家を直したいということで、そっちの方でも一緒に書いているのです。だから、家財で例えば 80 万なり 90 万なり 100 万なりで書いて、家の修理も、どうしてもお金がないから、雨も漏るので、一緒にこれも借りて屋根を直したいんだということで申請しているわけです。だから、そういう意味で、150 万というのは家財だけではなくて、そういう屋根とかの修理も含めて申し込んでいるわけなんです。

ただ、申し込むので、家財 3 分の 1 以上の損害で 150 万しかないものですから、その枠組みで家財と一緒に屋根も直したいと思っている方がいるわけ。年金生活者で。だから、そういう申請に対して、その申請をする担当の部署としては、ああこうすることで大変なんだなど。家財もちろろん購入するだろうし、屋根とか壁もこの資金で直したいんだなど、申請書を見ればわかるわけです。そういうときに、そういう状況に応じては、そういう人にも了とするのかどうかということなんです。そういう申請が行っているはずなんですけれども。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

貸し付けを決定した後において、家財に充てたかどうかということについてまでは追及していないと思います。ですから、どういった形でお使いになるのか、その辺については貸し付けを受けた方の裁量によるのではないかというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

一部損壊の方々には、今のところ市長は前向きに、一部損壊の方にも何とか支援をしたいという思い、非常に厚く持っておられるようでございますけれども、年金暮らしとかいろいろいる方がいると、どうしても家を直したいといっても、なかなか資金をどこも貸してくれないという状況があるわけでございまして、ぜひともそういう申請があった場合には、よく善処していただければなど、このように思います。よろしくお願い申し上げます。

あと、これは、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例です。多賀城市においても、災害弔慰金や申請が多分ありまして、いろいろあると思うのですが、主たる生計維持者が亡くなった場合は 500 万、その他の者は 250 万となっております。多賀城市の条例の主たる生計維持者というとらえ方、解釈ですね、どのようにとらえているか。こういうチラシも出して、扶養義務者が亡くなった場合を主たる生計維持者として、その方に扶養されていた人は 500 万なんだと。ところが、同居しているけれども、仕事をして働いている人、この人から見ると、その人、亡くなった人は主たる生計者ではなくなると。その他に入るんだと、こういう理解でよろしいのですか。その辺、どのようになっていますでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

実は、この法律自体は、昭和 42 年の羽越災害を契機に 49 年にできた法律なんですが、これぐらいの取り扱いのいろいろなマニュアルといいますか、そういったものができております。この場合でお話ししますと、これは厚生労働省通知というか、当時厚生省なんですけれども、そちらからの通知が出ておまして、そこの中で詳細が記されているところがございます。

ここでちょっと読み上げてみますと、災害弔慰金の額について、これは施行令第 1 条の 2 において次のように規定しているということで、今お話ししたような中身が書いてあるわけですけれども、これは非常にわかりにくくなっております。「生計を主として維持していた場合とは」ということで、先ほど申し上げました厚生省の通知が出ております。「社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったと見られる場合で、かつ受給遺族に収入がない場合、または受給遺族の収入が所得税法の……」、条文を省略します。「……に規定する控除対象配偶者に係る所得金額の制限を受ける程度以内の場合をいう」というふうな形になっております。したがって、これは、主たる生計者が亡くなった場合、すべてが 500 万の弔慰金というふうな形ではなくて、こういった形で判断をするというふうな形になっております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今の解釈は、どこの自治体でもすべて同じですか。多賀城市のようにやっておられるのですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

厚生省の通知に従って運用しているところについては、この運用でやっているかと思えます。必ずしも、それらの詳細について確認したわけではないです。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

塩竈では、主たる生計維持者という考え方は若干違うのです。とらえ方が。例えば家族で息子さんと同居していて、お父さんの方が収入が多いという場合は主たる生計維持者になるんだけど、なって、息子さんは、収入があっても弔慰金は 500 万いただくという解釈をしているみたいです。だから、市町村でも、独自の解釈をそれぞれの市町村でやっているという状況にあるのではないかと私は理解しているんですけれども、その辺は把握しておられますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

塩竈市の状況については、今お聞かせいただいたところで初めてわかりましたけれども、仙台市においては多賀城市と同じような形で運用しているというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

気仙沼市もそうだと思うのです。多賀城市と一緒にだと思います。ああ違う、気仙沼市……。そう、気仙沼市もですね。この条例の「できることとなる者の生計を主として維持していた場合」と。要するに、扶養していたと明確に言っていないのです。いわゆる主たる生計維持者というふうに位置づけをしているのです。ですから、必ずしも部長が言ったようなとらえ方でいいのかという素朴な疑問を私は持つのです。塩竈市のような理解も当然できると。主たる生計維持者ということだから、お父さんが息子より給料がよくて、大体その家の主たる生計維持をしてきたと。娘も息子さんも働いているけれども、お父さんが主たる生計維持者だったと、こういう考え方もある。扶養にはなっていないで、仕事をしてきたと。お父さんが流されて亡くなった場合に、その息子さん、500万ではなくて250万になってしまうのかという問題なんです。だから、この条例の文章を何回読んでも、どちらかという塩竈市でやっている方が当たっているのではないかと。法の解釈としてはね。そのように私はこう理解するんです。ですから、この辺は十分に、多賀城市としても検討の余地があるならば、この条例の解釈としてしっかりと解釈をした方がいいのではないかと、このように思うのですけれども。その辺の解釈について。やっぱり部長かな。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これにつきましては、我々も要するに解釈のよりどころをどこに置くのかというふうなことで大分検討はさせていただいておりました。ただ、いろいろな使い方がパンフレットの中で出ていったということについては、これは私どもの方としてちょっと配慮が足りなかった部分だったと思います。例えば「生活維持者」であつたりとか、単純にどういった状態をイメージさせるかというふうなことまで深く考えなかったというところはありますけれども、現実問題として、先ほど来申し上げているように、いろいろな形で法律の運用の仕方について国の方からの通知が来ておりますので、ある程度この辺のところをしっかりと維持していきませんと、なかなかよりどころとする部分が我々としてなくなってしまうという可能性があるわけなんです。ですから、あくまでそうしたところをよりどころとして、今回については運用してきたというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

部長のおっしゃっているのもよくわかりますけれども、災害弔慰金はあれでしょう、国が半分で、あと残りの4分の1ずつを県と市で賄うんですね。ですから、多くなれば財政

負担は大変だという側面があるかもしれません。ただ、もう一方からいうと、本当に大変な震災の中で命を落とされた。そしてまた、御遺族の皆さんの気持ちを考えると、心の再建というのはどうしてもお金が必要だということもあるので、そういうところはしっかりと、解釈について今後も市長とも副市長ともよく検討していただいて、もしそういう解釈の仕方が変更できて、より多くの方に大きな金額が受給できるような仕組みができるのかどうかも含めて御検討いただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（石橋源一）

検討課題ということ。

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

災害援護資金の原資は何ですかね。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは、県からの借入金でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

県はどこから持ってきているんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

国からでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

さっきの根本議員の質疑とも関連するんですけども、今の話を聞いていると、家財の3分の1以上の被害というのが、一番被害が軽くて該当する部分のようです。どうも聞いていると。一部損壊の場合には何にもないと。公的な支援もないと。それから貸し付けもないと。私も、面識ない大代の方から直接電話をいただきました。貸し付けもないんだと、一部損壊は。特に屋根の修理は、絶対もう待たなしに直さないと、家全体が傷んで使えなくなってしまうのです。だから、もう何としてもやらなければいけないんだけどお金がないと。そういう人がたくさんいます。だから、私は、原資が何だかちょっと不明なところがあるんだけど、条件を思い切って緩和して、一部損害の場合であっても、屋根

の修理等にこのお金を使えるようにさせるべきだというふうに思うのです。第2次補正がやられるというような話があるので、それに盛り込まれるような提起も要求も私は県にやるべきでないかというふうに思うのですけれども。市長。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

いわゆる制度の大枠といいますか、これは法律で決められておることですので、そうした形で条例で細かいところまでというふうなところの余地が、果たして市町村レベルにあるのかどうかということについては、もう一度勉強させていただきたいと思いますが、そういった形で制度の守備範囲を広げてくれというような要望やなんかについては、今後ともこういった形での融資といいますか貸し付けの制度ではなくて、いろいろなところからの貸付元が、直接市町村でなくてもいいような形のものもどうも用意されているやに聞いておりますので、そういったところもしっかり活用できるような形でPRさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

条件を緩和しろということ国に対して要求する気があるかどうかということが、どうも不明確だった。明確に答えていただきたい。保健福祉部長でもいいし市長でもいいし。

それから、もう一つ。一部損壊であっても例えば貸し付けが使えるというのはどういうのがあるんですか、例えば。これ極めて切実な問題なんです。一部損壊だったら、もう支援制度もない、貸し付けもない。それは銀行等から、「貸してくれ」と言って「貸してあげますよ」というのはあるかもしれない。だけれども、公的な貸付制度で、例えば一部損壊でどういう使える制度があるんですか。そういうことを言うんだったら。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

実は、まだこれ制度として動いていないのですけれども、社協が貸付窓口になる制度も用意しておるといって聞いております。金額が緊急融資というような形でなくて、ある程度まとまった金額での貸し付けの制度等について考えているというふうなことも聞いておりますので、そういったところとも組み合わせながら資金融通を図っていけたらというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それで、この援護資金の条件緩和は、だからやる必要がないという見解なんですか。ほかにやるのがあるかもしれないんだけど、私はこれ自体の条件を緩和させてもらうとい

うことが大事だと思うんだけど、利子だって保証人を立てれば無利子なんでしょう。これ自体を条件緩和してもらうことが大事だと。いろいろあるにしても。そう思いませんか。保健福祉部長でもいいし市長でもいいけれども、さっきからこのことについては全然回答がないです。

○議長（石橋源一）

回答をしていただきましょう。保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

大変失礼いたしました。この辺につきましては、自治体が抱えている問題は共通していると思いますので、そういったところとの連絡もしっかりしながら、できればそのような方向を探っていきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今の算定でいくと、今、市長の行政報告にもあったように、災害援護資金の申請者が97件で貸付件数が25件という数字がきょう報告されています。今の話を聞いていると、担当者の受けた感じで、Aさんはいいですよ、Bさんは除外されますということがあり得る可能性が出てくる。ですから、今議論されたように、一部損壊で家財が3分の1だとすれば、これはもう該当するからというぐあいにきちっとしないと、相談に行った担当者によって全部分かれてしまう可能性が出てくる。これこれこういうところには貸し付けできます、これはできませんとか、きちっとしないと、あやふやになってしまうと思うのです。人間には感情がありますから、その辺の書類はこういう書類で、こういうものでこういうぐあいにやれば大丈夫です。これではだめですとかってきちっとしないと、申請者の中で該当するのがあるにもかかわらず該当にならなかったという例が出てくるのではないかと。そうなってくると不公平になってきますから、もう一度考えてみて、この条例は条例でいいですから、もう一回その運用を、今言ったように一部損壊で、くどいようですけれども、家財が30%いったものについては認めますよ、貸付制度に該当しますよと。場合によっては車も対象になりますよというものをきちっと整理してください。そうでないと、私は混乱してくるのではないかとというふうに思います。

それから、いや別な貸し付けもあるようだという情報ですけれども、どういうものかわからないものを、ここで「あるですよ」というのは私は失礼だと思うのです。現実に社会福祉協議会で、こういうメニューでこういうものをやればこれに当てはまるメニューになりますよということをお話ししていただかなければ、まずいのではないかと。少なくともここは本会議場ですので、そういうきちっとしておかないと私は誤解を生むのではないかとというふうに思いますので、その辺の見解もきちっと出していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

現在あるものについて、きちっと説明をして答弁としていただきたいと思います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

おっしゃるとおりでございます。不確かな部分につきましては、まだこちらの方でお話しするべきではなかったなというふうに思います。

運用やなんかにつきましても、人によって右、左が分かれてしまうというふうな形にならないように、しっかりとその辺のところについては考えていきたいと、対応していきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

もう一つ。先ほどの藤原議員、なるほどなど。市町村で困っている複雑な解釈問題があるなら、こういう問題点はきちっと国の制度の中で改善してほしいということを、私は県を通してでも国を通してでも国に対して意見を申し上げるべきだと思うのです。こんなに大きな災害が起きたのは初めてですから。広範囲で。3 県をまたいでやったこういう災害というのは、私は初めてだと思うのです。阪神・淡路大震災だって、一つの阪神と一つの神戸を中心としたものだった。ですから、これはどこも共通している問題ですから、多賀城で問題点があればそこから発信をして、市町村が困らないように、できるだけ全国統一でやっていけるような発信を私はやるべきだと思う。それは、我々は事務的にはなかなかわかりませんので、事務的に問題があるやつは発信をしていただきたい。そのことによって、議会としても協力するはしていくという両輪でやっていかないと、国は動いていかない。国を動かさなければいけないという状況にあるわけですから、被害者の地域として、被害者を守るために何をすべきなのかということをきちっと整理して、私は国なり県に訴えていくべきだというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

それでは、市長。

○市長（菊地健次郎）

竹谷議員おっしゃるとおりかなというふうに思いますので、その辺のことをもう 1 回整理して、横の連携を図るべきところは図っていきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

市長、ひとつよろしくお願いします。緊急を要していますので、よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで 10 分間、3 時 40 分まで 10 分間の休憩をいたしたいと思います。

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 40 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

日程第 15 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○議長（石橋源一）

日程第 15、議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成 22 年度までの特例としていた出産育児一時金の 4 万円引き上げを平成 23 年度以降恒久化するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 3 の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 26 号関係資料の多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明をさせていただきます。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、それらとの整合性を図り、本条例の関連条項を改正し、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものでございます。

各条項ごとに説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表右側の旧の附則第 3 項でございます。これまでは、緊急の少子化対策の一環として、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、暫定的に出産育児一時金の支給額について 4 万円引き上げられていました。今回この附則を削り、第 7 条第 1 項の「35 万円」を「39 万円」に改正したものでございます。

資料 1 の 28 ページをごらんいただきたいと存じます。

改正条例の附則でございます。

第 1 条は施行期日でございます。平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとしたものでございます。

第 2 条は、適用区分について規定をしたものでございます。この条例による改正後の多賀城市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以降の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 16 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて(多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(石橋源一)

日程第 16、議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

それでは、資料 3 の 3 ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第 27 号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により順次御説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、ただいま市長の方からもございましたように、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が「50 万円」から「51 万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が「13 万円」から「14 万円」に、介護納付金課税額の限度額が「10 万円」から「12 万円」に引き上げられました。これらの施行日が平成 23 年 4 月 1 日であったため、本条例の関連条項を改正し、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものでございます。

各条項ごとに説明をさせていただきます。

まず、第2条第2項でございますが、これは、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を規定しております。この課税限度額を地方税法施行令の改正に合わせ、「50万円」を1万円引き上げ「51万円」としたものでございます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を規定しておりますが、これも同様に課税限度額を「13万円」から1万円引き上げ「14万円」としたものでございます。

第2条第4項は、介護納付金課税額の課税限度額を規定しておりますが、これも同様に課税限度額を「10万円」から2万円引き上げ「12万円」としたものでございます。

このことによりまして、国民健康保険税課税限度額の総額は、「73万円」から4万円増額となり、「77万円」となったものでございます。

この限度額の引き上げに伴う影響についてでございますが、基礎課税額分で216世帯、209万2,000円、支援金等課税額分で261世帯、238万1,000円、介護納付金課税分で120世帯、207万6,000円、合計では265世帯、654万9,000円になるものと想定をしております。

次に、23条の改正でございます。第23条につきましては、国民健康保険税の7割、5割及び2割の減額について規定しておりますが、ただいま説明しました各限度額の引き上げに係る改正を行っております。

それでは、資料1の30ページをごらんいただきたいと思います。

改正条例の附則でございます。

第1条は、施行期日でございます。平成23年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2条につきましては、適用区分について規定をしたものでございます。この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「はい」の声あり）質疑ですか。（「討論」の声あり）討論ですか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

ことは、こういう年でしたので、質疑も本当は市民の皆さんの生活に思いをやった質疑を十分重ねながら討論に結びつけていきたいというふうに思っていたんですが、討論だけにさせていただきます。

まず一つは、限度額を据え置くと税収が伸びないという側面があって、税率を上げざるを得ないということに対しては一定考えることはできますけれども、しかし、ずっと課題としてありました国庫負担をもとに戻さないまま、国民の負担だけを引き上げるというやり方では、根本的な解決策は求めないというところを、私たちはこれはずっと言い続けていくという立場に立っております。ですから、そういうことで反対なんです、しかも、今回は東日本大震災被災直後という時期に、市民の皆様こういう提案をするという、大変苦渋の判断をしなければならぬという当局の立場もあるかと思いますが、議会の私たちの思いは、そういう思いで反対とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 17 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（事務の委託に関する協議について）

○議長（石橋源一）

日程第 17、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、震災復興に向けて災害等廃棄物処理を円滑に実施する必要があることから、災害等廃棄物処理の事務を宮城県に委託するための協議を行うことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

まず、災害等廃棄物の県への事務委託に至った経緯について説明いたします。

今回の平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震、特に大津波により沿岸部の自治体は壊滅的な打撃を受け、大量の瓦れき等の災害廃棄物が発生しました。この事態を受け、国は、原則として一般廃棄物の処理は市町村の責務となっているものを自治体みずからが処理することが困難な場合は、県が自治体に代行することができることを示しました。

これを受け、宮城県は、災害廃棄物の処理を適切に行うため、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託により、宮城県が災害廃棄物の事務処理を行うこととしました。本市でも、市域から発生する膨大な災害廃棄物をみずから処理することは、廃棄物の置き場や中間処理施設用地の確保、処理経費等の観点からもかなり困難な事務であり、また、災害廃棄物を広域的に処理することは、効率的かつ経済的にも有利なことから、宮城県へ災害廃棄物の処理を委託することとし、平成 23 年 6 月 10 日に専決処分を行ったものでございます。

資料 1 の 34 ページをお願いします。

本市と宮城県との災害等廃棄物の事務委託の規約の内容について説明いたします。

第 1 条は、事務委託の根拠法令でございます。

第 2 条は、宮城県への委託事務の範囲でございます。対象は、今回の災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理でございます。

第 3 条は、委託事務の管理及び執行の方法等でございます。これは、委託事務の管理及び執行は、宮城県の条例等に定めるところによるものとし、それによって生じる収益は宮城県の収益とするものでございます。

第 4 条は、委託事務の経費負担についてでございます。委託事務の経費は、委託者の本市が負担する。また、算定の方法等は、双方の協議で定めるというものでございます。

第 5 条は、補則でございます。宮城県が条例等を改正した場合の通知と事務の評価の事項は、双方協議して定めるとするものでございます。

附則で、この規約の施行日は、宮城県での議決を経て、本市と宮城県の協議成立の日を施行の日とするものでございます。宮城県議会では、6月20日、昨日に議決をいただきました。

専決処分を6月10日に行った理由でございますが、本市の抱える災害廃棄物に関する大きな問題は、仮置き場を住宅地や学校に隣接した場所に確保せざるを得ず、廃棄物の飛散、におい、病害虫の発生、通学路の安全確保など、仮置き場周辺の環境を非常に悪くしていることであります。一日も早く宮城県が設置する2次仮置き場に瓦れきの搬出を急ぐ必要があり、その設置が課題となっております。

6月2日、宮城県東部ブロック2市3町の市長、町長と、2次仮置き場の候補所在地である仙台市長が、宮城野区蒲生地区への設置を合意したことにより、一歩前進し、宮城県との事前協議を経て、6月10日に委託規約の専決処分と宮城県への正式協議を行ったものでございます。

また、開催中の宮城県議会定例会が当初5月31日から6月20日までの予定で開催されていたこと、本市議会定例会が本日6月21日から開催と、日程にずれがあることなどから、宮城県への事務委託を専決処分したものであります。

なお、県内のほかの自治体の事務委託への動向は、津波被害の甚大だった沿岸地区、仙台市を除く14市町のうち、本市と利府町を除く12市町は、特定の災害廃棄物、これは自動車、船舶、冷凍水産物などでございます。これらの処理を個別に、かつ早急に対処する必要があったため、宮城県との委託協議を終了しております。

例えば塩竈市では、家畜の飼料の処分を石巻市と合同で一括処理するため、4月14日に専決処分を行っております。本市は、瓦れきの撤去を早期に着手していたこと、また、冷凍水産物等の特定の災害廃棄物の発生がありましたが、少量であったことから、特定した災害廃棄物の事務処理を宮城県へ委託する必要がなく、事務委託の課題は、先ほど申し上げましたように、本市が設置した仮置き場から廃棄物搬出先である第2次仮置き場の確保であったことから、今回の専決処分となりました。

3の議案関係資料5ページをお願いいたします。

これは、今回の大震災における本市から発生する災害廃棄物の推定量とその内訳フロー図でございます。発生量につきましては、環境省が推定した災害廃棄物総量61.2万トンを採用しております。大まかに分けまして、可燃系ごみと不燃系ごみの災害廃棄物、被災した家庭用電気製品、自動車、そしてガスボンベや重油等の有害危険物に仕分けしております。この推定量は、環境省推定値を参考にしたもので、今後、家屋等の解体、工場地帯の瓦れき撤去、道路・側溝・水路の土砂等が発生することから、数字はかなり変動することを御承知願います。

次のページは、災害廃棄物の処理をフロー化したもので、左側の被災地から発生した廃棄物を右側へ処理するという図になっております。現時点では、被災地から中央公園、あやめ園駐車場などの緊急仮置き場へ搬入している段階です。宮城県へ委託事務することで、宮城県と本市の大まかな役割分担は、被災地から第1次仮置き場までは本市、第2次仮置き場での中間処理から最終処分までは宮城県となっております。しかし、今後の処理を迅速に行うため、瓦れきを県外に一部搬出する。また、本市が中間処理を実施し、リサイクルを初めリサイクルルートに乗せる、それなどを行い、柔軟に対応し、災害廃棄物の処理を急いでまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

瓦れき等々含めて、この廃棄するという流れは理解したし、ぜひそうやってほしいのですが、最近市民の間から、八工がやたら飛んでくるというふうな苦情に似たような話を二、三聞いておって、確かに結構私の周りでも八工が見受けられるのです。今説明した部長でない方に質問するような格好になるのかもしれませんが、いわゆる八工とかの駆除と言ったらいいのか、発生を抑える方法とか、瓦れきやその周辺から発生した八工に関して、市の方としてはどういう駆除をこれからやっていって、この本格的な夏場に備えるのか、お考えがあるのであれば、この際ここで聞いてみたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（石橋源一）

市民経済部次長。

○市民経済部次長(兼)生活環境課長（伊藤一雄）

ただいまの八工を初めとする害虫の駆除の対策であります。これについては私の方でも大きな課題であるという、今後これから夏場に向けて、気温の上昇に伴いまして大きな問題、課題というふうにとらえておりました。実はけさもですけども、仮置き場の方を消毒、駆除をしまして、これもどういった薬品がいいのか、どういう時期に散布したらいいのか、実は新聞報道でもなされておるとおり、宮城県では今月中をめどに、県のいろいろ大学の先生とか、あるいは薬品のメーカーとかと協議をして、衛生委員会を設置して、その指針を今月末までに出して、各被災市町の方に周知する、アナウンスするというようなそういった情報を得ておりますので、それらも含めて専門業者等とも協議しながら万全を期してまいりたいと、このように思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 18 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 1 号))

○議長(石橋源一)

日程第 18、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、東日本大震災による被災者への災害救助及び災害復旧に要する経費等を予算措置するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 1 号)を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長(菅野昌彦)

平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 1 号)の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の概要と特徴について御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ 22 億 6,898 万 8,000 円を追加し、総額 221 億 8,898 万 8,000 円とするもので、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものでございます。

主な内容といたしましては、平成 22 年度に引き続いて、平成 23 年度当初から対応しなければならぬ災害救助、災害復旧に要する経費を計上するものでございますが、それとともに、4 月 1 日から被災者総合相談窓口を開設することとしておりましたので、同相談窓口において取り扱う事務のうち、本市において計上する必要のある災害弔慰金、災害援護資金などの経費を新たに予算化することとしたものでございます。

なお、本補正予算に計上いたしました災害救助、災害復旧等に要する経費につきましては、6月定例会の開催を前提として、原則として6月末日までの事業執行に必要と見込まれる額としてございます。

それでは、本補正予算の詳細について関係各部長等から御説明申し上げますので、129ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3款4項1目災害救助費で11億394万8,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、市長公室関係の1避難所循環バス運行事業で100万円を計上するものでございますが、これは、4月11日から5月10日までの間、被災者総合相談窓口や自衛隊の入浴場の利用のため、循環バスを運行した経費でございます。

○総務課長（竹谷敏和）

次に、総務課関係ですが、1の災害救助人件費は2,398万3,000円の増額でございます。これは、避難所運営業務等に従事した職員の4月、5月分の時間外勤務手当でございます。

2の炊き出しその他による食品の給与事業は、3,390万円の増額でございます。これは、各避難所で配食した4月以降の食糧購入費でございます。

次に、管財課関係ですが、1の被災住宅応急修理事業は5億2,019万円の増額でございます。これは、このたびの震災により全壊、大規模半壊、または半壊した住宅を、市が工事業者に依頼して、一定範囲内で応急修理を実施するためのものでございます。内訳といたしましては、複写機等用紙代で10万円、通信運搬費に9万円、工事請負費として1件当たり52万円の1,000件で、5億2,000万円を見込んだものでございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

次に、生活環境課、1の災害救助法に基づく埋葬事業で402万9,000円の増額でございます。主なものは、13節委託料で身元不明等の遺体20体分の火葬費用でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、社会福祉課関係で、説明欄1の避難所設置事業4,416万6,000円でございますが、11節需用費644万6,000円は、避難所の管理用消耗品、暖房用燃料、炊き出し用燃料、水道の費用のほか、地震で損傷した部分の応急修理の費用を計上したものでございます。

13節委託料2,889万円は、高齢者等の特別の配慮を必要とする方々のための福祉避難所の委託料380万円のほか、避難所に係るごみ回収、し尿くみ取り、清掃等の業務委託料として、14節使用料及び賃借料は仮設トイレの借上料として、18節備品購入費640万円は、避難所として使用していた各学校校舎等の原状復旧のための費用を計上してございます。

2の災害救助実施事業1,221万2,000円につきましては、11節需用費44万8,000円は、避難所雇用者の燃料代及び応急仮設住宅申込書、お知らせチラシの印刷代でございます。

13節委託料1,176万4,000円は、各避難所への物資配送業務及び駐車場警備業務委託料でございます。

3の被災者総合相談事業160万円は、11節需用費でコピー用紙ほか相談受付用事務用品等の消耗品に150万円、12節役務費は臨時電話設置に係る手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

4の災害弔慰金支給事業4億5,500万円は、弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づく震災被害者130人分を見込み計上したものでございます。

5の災害障害見舞金支給事業250万円は、先ほど申し上げた法律条例に基づきまして、見舞金として1名分を計上したものでございます。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

次に、学校教育関係でございますが、学用品給与事業として、震災に遭った児童生徒の教科書、文房具、通学用品、その他の学用品等を支給するため、536万8,000円を計上したものでございます。対象となりました児童生徒数でございますが、教科書が107名、学用品が612名等でございます。

○市民経済部長(永澤雄一)

4款2項1目清掃総務費で928万2,000円の増額でございます。生活環境課、1ごみ減量・分別促進事業、11節需用費は、今回の津波により資源物回収箱がすべて流され、新たに3,200個を購入する費用でございます。

○建設部長(佐藤昇市)

次に、8款4項2目街路事業費で50万円の増額補正でございます。

説明欄1の多賀城駅前自転車等駐車場管理運営事業で50万円の使用料還付金が生じたものでございます。これは、震災で仙石線が不通になったことにより、使用料相当額を定期券での利用者に対する還付金でございます。

次に、5目下水道事業特別会計繰出金で6,854万9,000円の増額補正でございます。これは、下水道施設の災害復旧に要する経費に係る繰出金で、下水道特別会計補正予算で御説明申し上げます。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

次のページをお開き願います。

10款4項8目市民会館費で、2,485万1,000円の増額補正を計上するものです。

説明欄記載の13節委託料での増額補正でございますが、市民会館の運営は、本年4月から指定管理者が管理運営することとなっておりますが、文化センターは3月11日の震災以降、避難所として利用されており、4月1日以降の管理運営について指定管理者と協議を行った結果、避難所運営支援を指定管理者が行うことで協議が整いました。避難所運営を行うためには年度協定の変更が必要となり、当初の予算額よりも変更後の協定額が増額となるため、補正予算の計上が必要と判断し、専決処分とさせていただいたものでございます。

今回の指定管理料の算出に当たっては、4月から6月末までの3カ月分の光熱水費を含む避難所の運営経費及び今年度の利用料収入が見込めないことから、歳出に係る経費を全額支出することになるため、増額補正となったものでございます。

避難所の運営期間や災害復旧工事の時期が未確定のため、第1・四半期分の補正予算を専決したものであり、7月以降の指定管理料は、あす以降御審議いただきます一般会計補正予算(第3号)で予算計上しております。

続きまして、5項1目保健体育総務費ですが、こちら体育施設の指定管理料に関する補正予算の計上で、4,918万4,000円を減額するものでございます。

被害による施設利用の中止や避難所の運営は、文化センターと同様の条件でございますが、避難所の運営に係る経費が、説明欄 4 のとおり 556 万 4,000 円増額となるものの、施設利用の中止、特に市民プールの中止による監視委託料や光熱水費の減額が大きく、ほぼ市民プールに要する経費分が減額となったものでございます。

なお、本件につきましては、5 月 17 日開催された大震災対策委員会において、説明させていただきました内容と同様でございますことを申し述べさせていただきます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 7 億 8,694 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。

説明欄、市長公室関係の 1 多賀城仙台直行便運行事業で 300 万円を計上するものでございますが、これは、先ほど平成 22 年度一般会計補正予算（第 10 号）で御説明申し上げましたとおり、JR 各線の運休により、仙台駅と多賀城駅間の臨時バスを運行するための運行経費でございます。

なお、臨時バスは、JR 仙石線の再開の前日である 4 月 18 日まで運行いたしました。

○総務課長（竹谷敏和）

次に、総務課関係ですが、災害復旧人件費は 2,540 万 2,000 円の増額でございます。これは、災害復旧業務に従事した職員の 4 月、5 月分の時間外勤務手当が主なものでございます。

次のページをお願いします。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、災害情報誌発行事業は 277 万円の増額でございます。これは、災害情報誌「つながろう！多賀城」の発行を 5 回分見込んだものでございます。

次に、交通防災課関係ですが、災害復旧対応事業は 1,398 万 8,000 円の増額で、1 節報酬 150 万円につきましては、このたびの震災対応のための消防団員並びに交通指導隊員の出勤報酬であります。

7 節賃金の 289 万円は、震災対応のため、3 月末で定年退職を迎えた職員のうち 9 名を、4 月、5 月の 2 カ月間臨時職員として雇用した経費でございます。

11 節需用費の主なものは、このたびの津波による浸水のために故障した防災広報装置の 6 基分の修繕料でございます。

なお、防災広報装置については、明月公園に設置している 1 基、これは NTT の電話回線がまだ復旧しておりませんが、この 1 基を除き、4 月 29 日に修理が完了してございます。この明月公園分の 1 基につきましても、6 月末までに復旧する予定となっております。

○市民経済部長（永澤雄一）

次に、生活環境課、1 災害廃棄物回収事業は、3 億 4,879 万 8,000 円の増額でございます。

主なものは、13 節委託料で、災害廃棄物回収業務委託料 2 億 1,520 万円は、一般廃棄物許可業者 4 社及び宮城県産業廃棄物協会による廃棄物回収費用 3 カ月分でございます。

処理困難物処理業務委託料 500 万円は、ソファー・マット等粗大な災害廃棄物の処理費用でございます。

破砕処理業務委託料 1,102 万 5,000 円は、自走式コンクリート破砕機の委託料 3 カ月分でございます。

被災車両（私有地分）撤去業務委託料 7,875 万円は、津波により私有地に漂着した被災自動車の撤去と一時保管場所までの搬送及びその後の処理までの委託料で、1 台当たり 2 万 5,000 円、3,000 台分の費用でございます。

次に、被災車両（私有地分）一時保管場所警備業務委託料 756 万円は、車両の一時保管場所の警備に要する費用で、3 カ月分の費用でございます。

14 節使用料及び賃借料 2,832 万円は重機借上料で、仮置き場で使用する重機、ブルドーザー、バックホー等の借上料 3 カ月分でございます。

16 節原材料費 193 万 2,000 円は、仮置き場の整備に係る山砂や碎石等の原材料費でございます。

2 の仮設トイレ管理事業で、437 万 1,000 円の増額でございます。これは、避難所以外の公園等に設置した仮設トイレのくみ取り委託料でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次に、健康課関係で、1 の被災地消毒等事業で 275 万円は、津波による被災地域の防疫対策のため、11 節需用費 84 万 1,000 円は消毒用薬剤や消石灰の購入費、13 節委託料は、大型の動力噴霧器を使用した消毒業務の委託料として 190 万 9,000 円を計上したものでございます。

○建設部長（佐藤昇市）

次に、都市計画課関係で、説明欄 1 の災害廃棄物撤去事業として 3 億 8,586 万 7,000 円の増額補正でございます。

その内訳は、11 節需用費で 1,986 万 7,000 円でございます。これは撤去業務で、市内に展開する重機や車両に燃料を支給するための経費でございます。

13 節委託料で 3 億 6,600 万円でございます。これは、道路や公園、水路などの公共物に漂着した瓦れきの撤去に要する経費でございます。

○保健福祉部長（内海啓二）

次のページをお願いします。

11 款 2 項 1 目は、民生施設災害復旧事業、15 節工事請負費は科目設定でございます。

○市民経済部長（永澤雄一）

3 項 1 目農業用施設災害復旧費で 400 万円の増額でございます。これは、説明欄 1、農業用施設災害復旧事業の主なものは、13 節委託料 150 万円は、震災により新田堰水系のかんがい用水の取水ができなくなったことから、揚水ポンプを設置するものです。

15 節工事請負費 220 万円は、農道の路肩が欠落したり路面に段差ができたことの復旧工事費でございます。

2 目農地災害復旧費で 1,138 万 4,000 円の増額でございますが、これは、説明欄 1、農地災害復旧事業の 11 節需用費 276 万円は、津波により被災した水田の塩分を除去するケイ酸カルシウムの購入費用でございます。

13 節委託料 862 万 4,000 円は、津波により水田に漂着した瓦れきの撤去委託料でございます。

○建設部長（佐藤昇市）

次のページをお願いします。

11 款 4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で、1 億 4,973 万 2,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1 の道路等災害復旧事業の主なものは、11 節需用費の修繕料で 500 万円でございます。これは、震災で陥没した市道の舗装や浸水した道路照明灯を修繕するものでございます。

次に、13 節委託料の道路等災害復旧業務委託で 6,000 万円でございます。これは、津波がもたらした道路面の汚泥清掃や交通安全施設の撤去及び新設に要する経費でございます。

被災車両収集運搬等業務委託の 2,250 万円は、被災車両 1,500 台分の収集運搬等に要する経費です。

道路等災害復旧設計業務委託の 4,500 万円は、被災した道路等の災害査定及び工事発注に係る設計に要する費用でございます。

被災車両一時保管場所警備業務委託の 980 万 2,000 円は、一時保管している場所での金品や燃油の盗難を未然防止するための警備に要する費用でございます。

次に、2 目都市計画施設災害復旧費で 6,610 万円の増額補正でございます。

説明欄 1 の公園等災害復旧事業の主なものは、11 節需用費の修繕料で 500 万円でございます。これは、遊具や公園照明灯の修繕に要する経費です。

次に、13 節委託料のうち、公園等災害復旧業務委託の 3,000 万円は、津波によってもたらされた土砂の撤去や浸水した照明灯の撤去などに要する費用でございます。

公園等災害復旧設計業務委託の 2,000 万円は、被災した公園の災害査定及び工事発注に係る設計の費用でございます。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

5 項 1 目公立学校施設災害復旧費で 2,000 万円の増額補正でございます。

説明欄 1、小学校施設災害復旧事業で 1,200 万円、2 中学校施設災害復旧事業で 800 万円、いずれも修繕料でございます。

各学校ごとの被害状況につきましては、お配りしております行政報告資料 7、8 ページをらんいただければと思います。

また、現在、利用を中止しているのは東小学校の屋内運動場のみでございますが、これは 7 月から利用が可能となる予定でございます。

なお、資料に記載されている内容は、事業に影響を及ぼさないための応急復旧に要する経費であり、本復旧につきましては、国の災害査定を受けた後、本復旧をすることとなります。

2 目保健体育施設災害復旧費で 287 万 9,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1、学校給食センター災害復旧事業で、修繕料でございます。給食センターの建屋そのものには大きな被害はありませんでしたが、敷地の地盤沈下に伴った給排水衛生設備や電気機械設備の修繕が主なもので、今回の補正は完全給食の実施に必要な応急復旧に要する経費であり、本復旧につきましては、こちらも国の災害査定を受けた後、本復旧をすることとなります。

なお、5月6日から完全給食として、市内10校提供させていただいております。

○保健福祉部長（内海啓二）

次のページをお願いします。

13款2項1目災害援護資金貸付金で7,000万円でございますが、これは、弔慰金の支給等に関する法律及び同条例に基づき、被災世帯への貸付金を計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、歳入の説明に移ります。123ページにお戻りください。

14款2項4目衛生費国庫補助金で、3億9,014万5,000円の増額でございます。

2節災害廃棄物処理事業費補助金は、歳出で説明申し上げました環境省所管災害廃棄物処理国庫補助事業に係る補助金でございます。補助率は2分の1で計上しております。

○保健福祉部長（内海啓二）

15款1項1目民生費県負担金で、10億5,101万5,000円の増額補正でございます。

まず、1の災害救助費負担金7億802万5,000円は、歳出で説明しました避難所設置、住宅応急修理等災害救助法に基づき計上したものでございます。

2の災害弔慰金負担金3億4,125万円は、歳出で説明をしました弔慰金の4億5,500万円の4分の3を計上したものでございます。

3の災害障害見舞金負担金は187万5,000円でございますが、同様に歳出で計上しました額の4分の3を計上したものでございます。

○総務課長（竹谷敏和）

次のページをお願いします。

17款1項2目震災復興寄附金の補正額1,000円は、科目設定でございます。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金で、3億6,639万2,000円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の残高は6,441万3,000円となる見込みでございます。

次に、21款1項1目民生債で7,000万円の増額補正をするものでございます。

説明欄の社会福祉課関係 1 災害援護資金貸付金で 7,000 万円を計上するものでございますが、これは、歳出で御説明申し上げました災害援護資金貸付事業の貸付金の原資とするため、宮城県から無利子で借入れをするものでございます。

続いて、5 目災害復旧事業債で 3 億 9,130 万円の追加補正をするものでございます。

説明欄の生活環境課関係、1 災害対策債で 3 億 8,990 万円を計上するものでございますが、これは、瓦れきなどの災害廃棄物の処理経費から国庫補助を差し引いた額に対する起債充当率 100%の額でございます。

次に、2 の農政課関係、1 農業施設災害復旧事業債で 140 万円を計上するものでございますが、これは、歳出で御説明申し上げました農業用施設災害復旧事業のうち、起債対象となる工事請負費に対する起債充当率 65%の額でございます。

恐れ入りますが、ここで 119 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございますが、補正前の起債総額 17 億 980 万円に対し、4 億 6,130 万円増額いたしまして、補正後の起債総額を 21 億 7,110 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 2 億 5,505 万 3,000 円の赤字、元利ベースでは 1 億 4,827 万 8,000 円の黒字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入るわけでございますけれども、質疑を予定されておられる方は何名ほどおいででしょうか。

○議長（石橋源一）

それでは、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 38 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 6 月 21 日

議 長 石橋 源一

署名議員 藤原 益栄

同 戸津川 晴美